

横須賀市財政基本計画

平成 26 年(2014 年)2月

横 須 賀 市

横須賀市財政基本計画 目次

序章	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の対象	2
3 計画期間および目標設定	2
4 本計画の構成	2
第1章 現在の本市の財政状況	3
1 歳出（支出）の推移	3
2 歳入（収入）の推移	8
3 財政調整基金等からの取崩額の推移	16
4 市債借入額と借入残高の推移	19
5 国の基準でみた本市の財政状況	24
6 本市の財政状況の総括（1～5のまとめ）	26
第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み	28
1 人口の推移と見込み	28
2 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み	30
3 中長期（平成30～35年度）の財政見通し	35
第3章 バランスの取れた財政運営のための財政運営方針と取り組み	39
1 今後の財政運営の方針	39
2 財政運営方針1のための取り組みと数値目標	40
3 財政運営方針2のための取り組みと数値目標	46
4 財政運営方針3のための取り組みと数値目標	48
5 参考指標	55
第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み	58
1 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み	58
2 中長期（平成30～35年度）の財政見通し	62
3 計画のまとめ	68
資料編	71

序章

1 計画策定の目的

横須賀市は、その会計年度中の経費に対してその年度中の収入が不足するため、不測の事態等に備えた「財政調整基金」と「公有施設整備基金」（以下、「財政調整基金等」という。）という貯金を取り崩すことで毎年度の収入不足を補っています。

今後、少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増加などにより財政状況はさらに厳しくなることが予測され、単年度の収支バランスの取れない状態が続けば、やがて財政調整基金等は枯渇してしまい、将来の財政運営に大きな支障を来す可能性があります。

このような状況に対応していくためには、より一層、行財政改革を進め、財政規律の堅持に努める必要があります。

ただ、将来にわたって本市が活力を維持していくためには、これまでも継続して取り組んできた行財政改革による財政健全化だけではなく、現在、本市が抱えている人口減少の抑制や、雇用や税収を生む地域経済の活性化、社会保障費の抑制といった喫緊の課題の解決に対して、財源を確保し、必要な投資を積極的に行っていく必要があります。

「財政基本計画」は、財政規律の堅持と本市の発展のための投資とのバランスを図り、中長期の収支予測に基づき必要な財源を確保して、安定した財政運営を計画的に行っていくための具体的方向性や目標を定めるものです。

また、本計画は財政運営についての情報を市民や行政内部で共有することも目的としています。

計画内容を広く市民にお知らせするとともに、本計画に定めた目標の達成状況などについては、決算数値を基に毎年度「財政白書」を発行し公表してまいります。

2 計画の対象

財政基本計画は、地方自治体の基本的な行政経費を計上している「一般会計」を対象とします。

ただし、一般会計が負担している他の会計の経費や、会計を超えて取り組む内容については「特別会計」や「企業会計」も計画の対象としています。

3 計画期間および目標設定

計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 4 カ年とします。

ただし、大幅な社会経済状況の変化や国等の制度改正により、本市の財政運営に大きな影響が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

目標設定は、短期的財政収支見込み（平成 26～29 年度までの今後 4 年間）と、中長期の財政見通し（平成 35 年度までの今後 10 年間）を基に、4 年間の計画期間中の方針と実行すべき財政運営上の目標を設定します。

4 本計画の構成

財政基本計画は、4 つの章で構成しています。

第 1 章では、現在の本市の財政状況分析を行いました。

第 2 章では、第 1 章での財政状況分析を踏まえ、現状のまま推移した場合の将来の財政収支（平成 26～29 年度までの 4 年間と、平成 30～35 年度までの 6 年間）を見込みました。

第 3 章では、第 2 章の収支見込みを基に、今後の財政運営方針を定め、期間中（4 年間）に実行する具体的な取り組みと目標を設定しました。

第 4 章では、第 3 章で掲げた具体的な取り組みを目標どおりに達成した場合、第 2 章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」がどのように改善するか推計しています。

＜用語解説＞

一般会計：市税収入等を財源として、福祉、教育、道路など市の基礎的な行政サービスを経理する会計。

特別会計：国民健康保険、介護保険など、主に特定の料金収入を財源として、一般会計と分けて運営する会計。

企業会計：水道、下水道、病院など、独立採算で一般の企業と同様の経理を行う会計。

第1章 現在の本市の財政状況

本市の財政は、1年間に入ってくる収入だけでは1年間に必要とする経費を賄うことができないため、貯金にあたる財政調整基金等を取り崩すことで単年度の収支バランスを保っており、この状態は平成14年度から続いています。

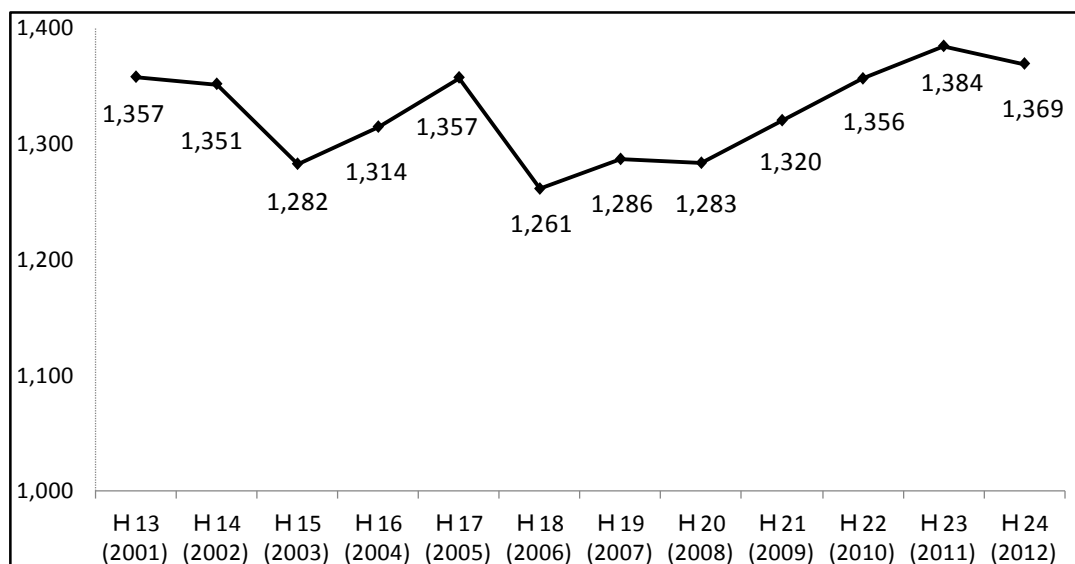
第1章では、単年度の収支バランスが取れていて財政調整基金等に頼る必要のなかった平成13年度と比較して、その後どのように単年度の収支バランスが推移し、現在に至ったのかという状況分析を、歳出（支出）、歳入（収入）、財政調整基金等（貯金）、市債（借入金）の4つの視点から行いました。

1 歳出（支出）の推移 ～社会保障費の増加～

本市の歳出決算額は、国の制度改正の影響などにより増減があるものの、平成13年度以降、おおよそ1,300億円前後の規模で推移しています。（図1）

しかし、その使い道（性質別）を比べてみると、平成13年度と平成24年度で大きな違いが表れています。

図1 歳出決算額の推移 (単位 億円)



※平成14年度は借換債38億円、平成21年度は定額給付金に係る69億円をそれぞれ除く決算額。

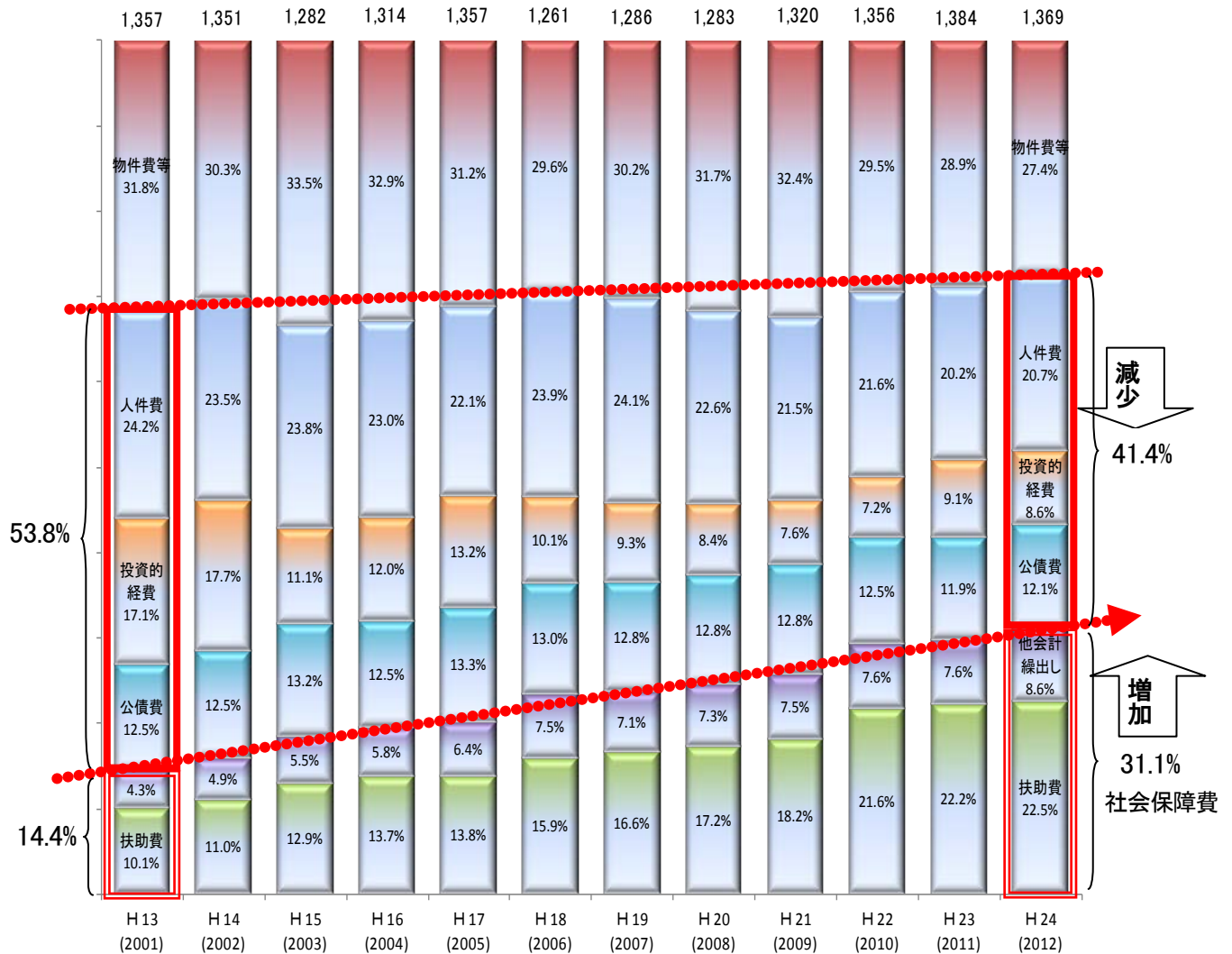
(1) 使い道（性質別歳出）の比較

図2は歳出決算額の推移を表したグラフで、使い道（性質別歳出）がどのように変化してきたのかを示したものです。

平成13年度と平成24年度で使い道（性質別歳出）を比べてみると、歳出全体のうち人件費、投資的経費および公債費の占める割合が53.8%から41.4%へ減少している一方で、社会保障費（扶助費・他会計繰出し）の占める割合が14.4%から31.1%へ2倍以上増加しています。

図2 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位 億円)



※平成14年度は借換債38億円、平成21年度は定額給付金に係る物件費等69億円をそれぞれ除く決算額。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

社会保障費とは、福祉、医療、年金に要する経費のことを言い、このうち市では主に福祉と医療の費用を支出しています。

市が支出するこれらの費用には、生活保護費などの生活に困っている人や障害者などを支援する「扶助費」と、国民健康保険や介護保険などを運営する特別会計に対して一般会計から負担する「他会計繰出し」があります。

この扶助費と他会計繰出しを合わせた社会保障費は、高齢化が進んでいることで増加傾向にあります。増加の要因が社会構造的なものであるため、市が自分の意思でコントロールすることが難しい経費といえます。

一方、人件費、投資的経費および公債費は減少傾向にあります。

人件費や公債費の減少は、これまで市が行財政改革に積極的に取り組み、組織のスリム化や人員削減、将来支払う公債費を減少させるため借入（借金）の抑制を図ってきた成果が表れてきたものです。

また投資的経費が減少した理由は、市民生活に必要な施設やインフラ整備を進めてきたことで施設等が充実し、新たな大型建設事業が減少してきたことにあります。

これらの経費は、社会保障費と比べて市が自らの意思でコントロールしやすい経費といえます。

歳出総額が同規模であることを考えると、コントロールが難しい社会保障費の増加を、人件費、投資的経費および公債費などを削減することで賄っている状況にあると言えます。

《用語解説》

投資的経費：

道路、学校、公園など将来にわたり活用できる社会資本（施設等）を整備するための経費。

公債費（通常債）：

施設の建設等の財源として借り入れた市債（借入金）の返済経費。

公債費（臨時財政対策債等）：

地方交付税の振替として借り入れた臨時財政対策債等の市債（借入金）の返済経費。

他会計繰出し：

特別会計や企業会計に対して一般会計から支払われる現金で、特別会計や企業会計の収入だけでは採算が取れない部分等について一般会計が負担する。

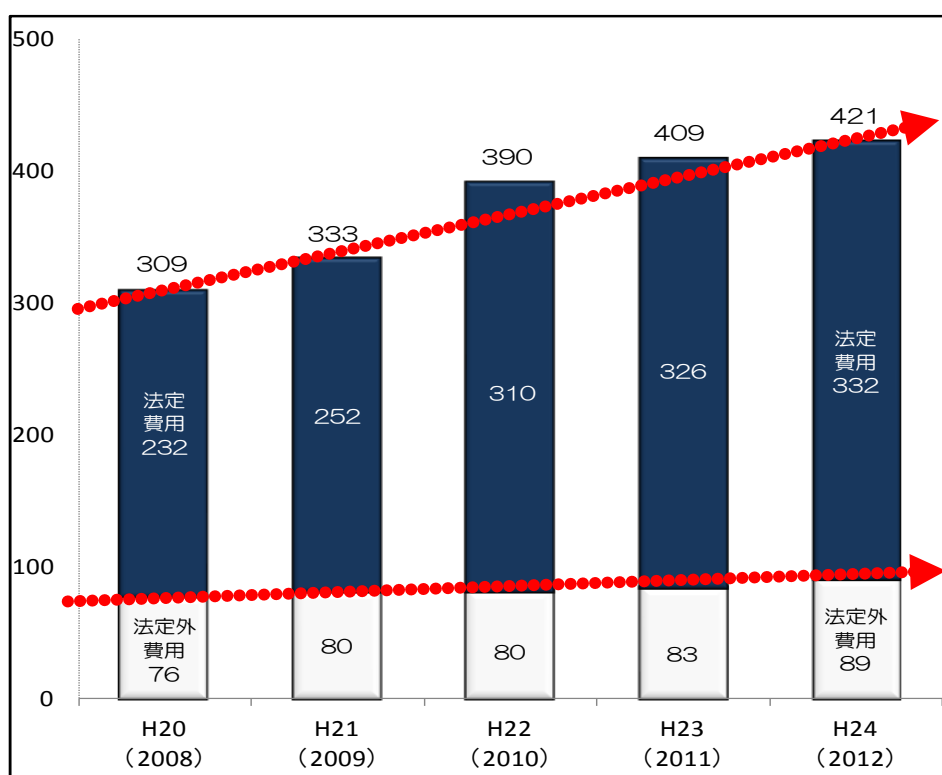
国民健康保険、介護保険等に対する「社会保障系」と、下水道事業等に対する「その他」に分類している。

(2) 社会保障費の状況

① 法定・法定外費用別の内訳

図3は、平成20年度から平成24年度まで5年間の社会保障費の推移を表したグラフで、市が法令等に基づき支出することが義務付けられている費用（以下、「法定費用」という。）と、市が自らの意思で支出している費用（以下、「法定外費用」という。）に分けて比較したものです。

図3 社会保障費の推移（法定および法定外別の内訳・普通会計）（単位 億円）



※法定費用は、扶助費のうち国が地方と共同責任をもつ国庫負担金事業分と、他会計繰出しのうち法定繰出金の合計額。

※法定外費用は、全体から法定費用を除いた額。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

グラフ下段の「法定外費用」の増加額が13億円（平成20年度76億円→平成24年度89億円）であるのに対して、グラフ上段の「法定費用」の増加額は100億円（平成20年度232億円→平成24年度332億円）で5年間のうちに約1.5倍となっています。

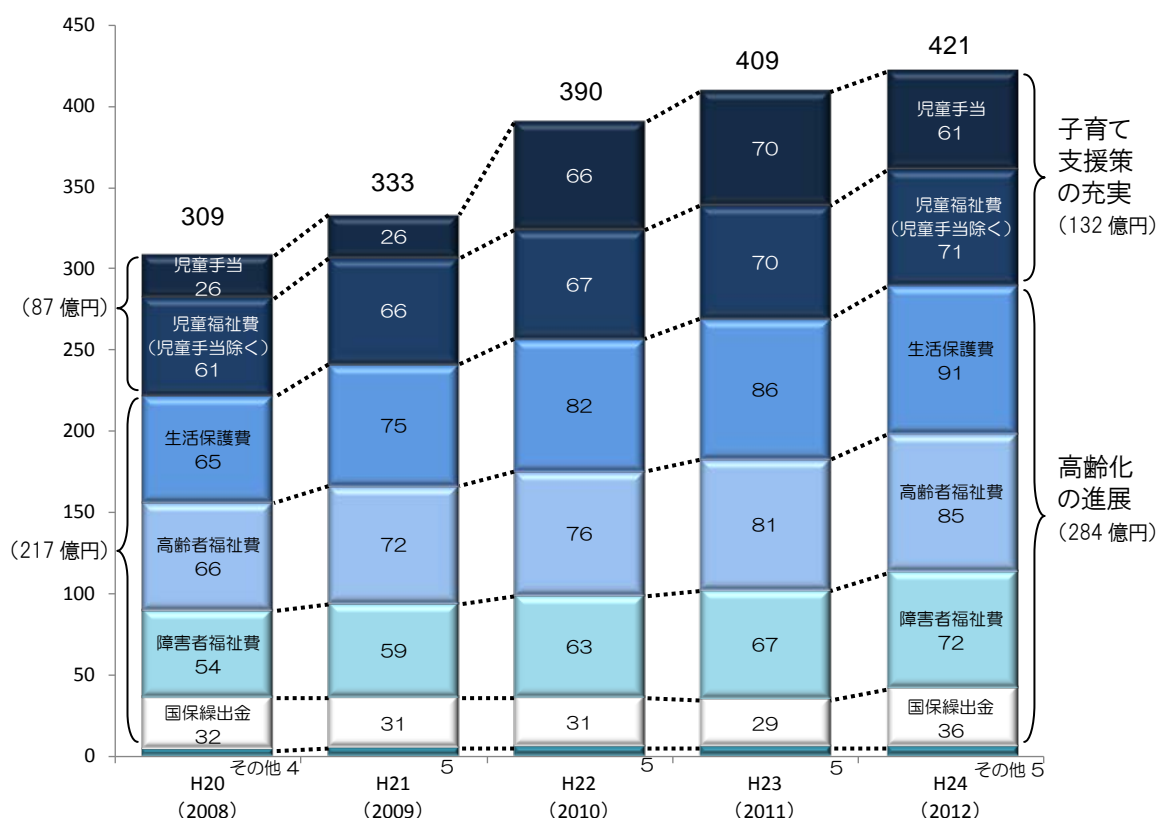
つまり社会保障費の増加の要因が、市が支出することを義務付けられている費用にあることが分かります。

② 分野別の内訳

図4は社会保障費の分野ごとの歳出決算額の推移です。社会保障費を増加の要因別に分けると、生活保護、障害者福祉、国民健康保険など「高齢化の進展」によるものと、児童手当や保育園の費用など「子育て支援策の充実」によるものの大きく2つに分けることができます。

図4 社会保障費の推移（分野別内訳・普通会計）

（単位 億円）



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

「高齢化の進展」では、受給世帯のうち約半数を高齢者世帯が占める生活保護費や、加齢に伴う身体障害の発生によって障害者福祉費などが増加しています。

また、平成24年度で国民健康保険特別会計（以下、「国保会計」という。）への繰出金が増加していますが、これは制度上、会社などを退職した後に加入する方が多く、加入者の高齢化で医療費などの支出が増加していることや、保険料収入が減少したことにより、収支が悪化していることが要因です。

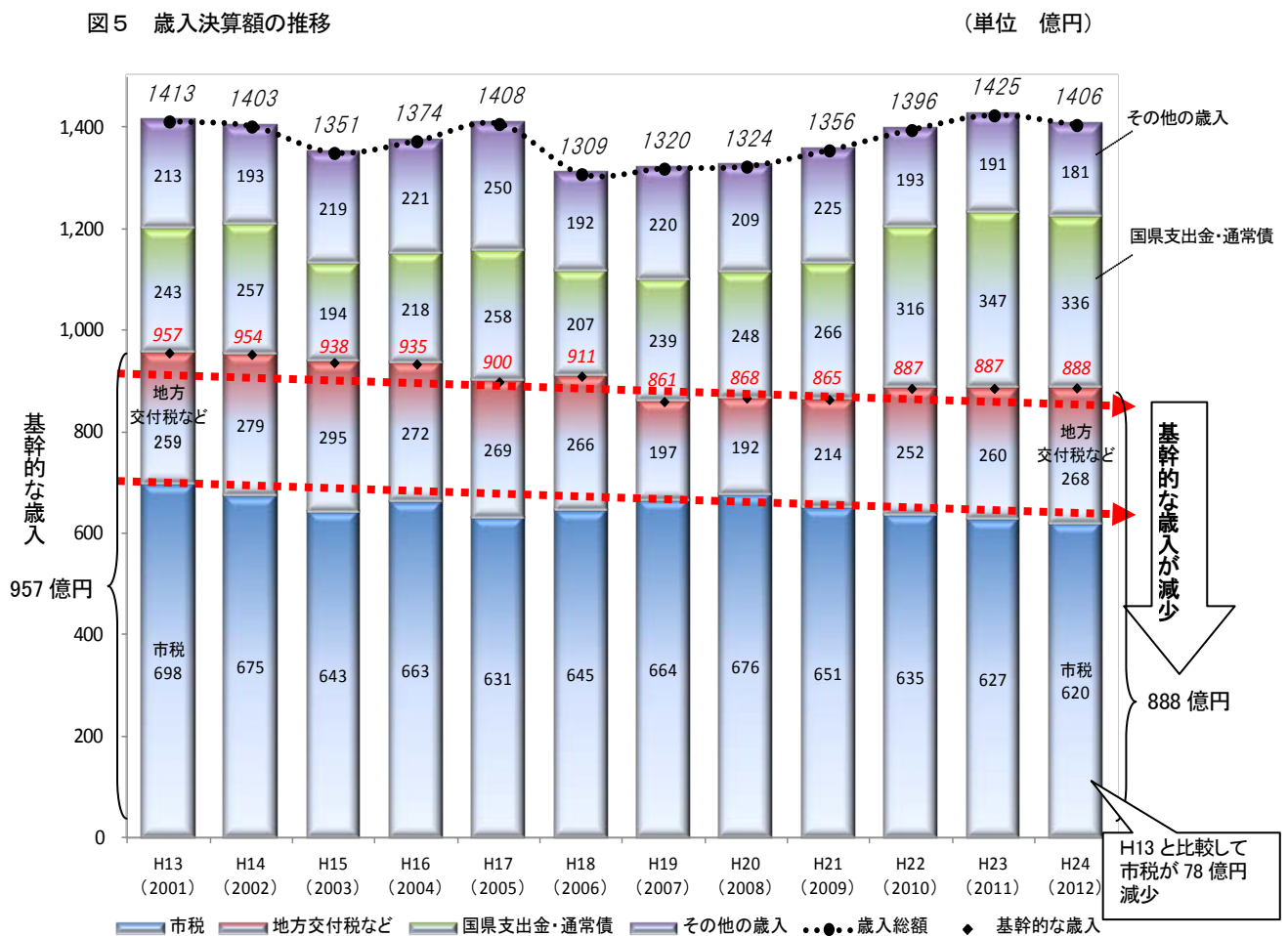
「子育て支援策の充実」では、児童手当（旧子ども手当）の支給額の増加や、保育園の定員の拡大など、子育て環境を良くしていくための支出が増えています。

2 歳入（収入）の推移 ～財政運営の基幹となる歳入が減少～

市の歳入（収入）には、例えば市税のように、本市がその使い道を自由に決められる歳入と、建設事業（歳出）の実施に伴って収入される国・県支出金や市債（通常債）のように、使い道が限定されている歳入があり、前者の収入割合が高いほど、自由度の高い、弾力性のある財政運営を行うことができます。

本計画の中では、使い道の自由な歳入の大部分を占めている、「市税」、「地方交付税（臨時財政対策債等含む）」、「地方譲与税」および「各種交付金」を、「基幹的な歳入」として分類しています。

図5は、本市の「歳入総額」に占める「基幹的な歳入」と使途が限定された「国庫支出金」等の推移を示したものです。



※平成14年度は借換債38億円、平成21年度は定額給付金に係る国庫支出金69億円をそれぞれ除く決算額。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

本市の歳入（収入）決算額は1,300億円から1,400億円で推移しています。

このうち「基幹的な歳入」は平成13年度から平成19年度までは減少傾向にありましたが、平成20年度以降は微増に転じ、平成22年度から24年度はほぼ同額となっています。

ただ、平成13年度と平成24年度を比較した場合には957億円から888億円へ69億円（7%）の減収となっています。

（1） 「基幹的な歳入」の推移

「基幹的な歳入」は「市税」と「地方交付税など」に分けることができます。

「市税」は、市の最も中心となる歳入で、地方自治体が市民や市内の企業等から直接収入することができる歳入です。

「地方交付税など」は、地方交付税や、いったん国や県が徴収した税を市町村に交付する地方譲与税や各種の交付金などの歳入を合わせたものです。

平成24年度決算での「基幹的な歳入」888億円のうち、市税収入は620億（約70%）、また国から交付される歳入で最も額の大きな地方交付税（臨時財政対策債を含む）が214億円（約24%）で、この2つの収入で「基幹的な歳入」の94%を占めています。「基幹的な歳入」が減少している要因を、この2つの収入を中心に検証していきます。

《用語解説》

- 歳入**：会計年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における市の全ての収入。
- 歳出**：会計年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における市の全ての支出。
- 財政調整基金**：年度によって収入が大きく減少するなどの不測の事態に備える自治体の貯金。
- 国・県支出金**：市の収入源の一つで、国や県から市へ交付される補助金等の総称。
- 市債**：将来の収入で返済する前提で借りる市の借入金。
- 通常債**：市債のうち、道路、学校などの建設事業等を行う場合の借入金。
- 市税**：市が収入する税の総称。市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等がある。
- 地方交付税**：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するための国から地方への交付金。
- 地方譲与税**：便宜上国が徴収しているが、本来は地方の税財源であるため国から地方へ譲与する税。
地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。
- 各種交付金**：県に収入された税の一部を市町村へ交付する交付金。地方消費税交付金等がある。
- 地方特例交付金**：減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付される交付金。
- 減税補てん債**：国の制度改正（地方税の特別減税等）により地方自治体が減収になった額を、いったん地方自治体が借り入れる市債。
- 一般財源**：市の収入のうち、使い道を自由に決められる収入。市税、地方交付税等が主な一般財源である。

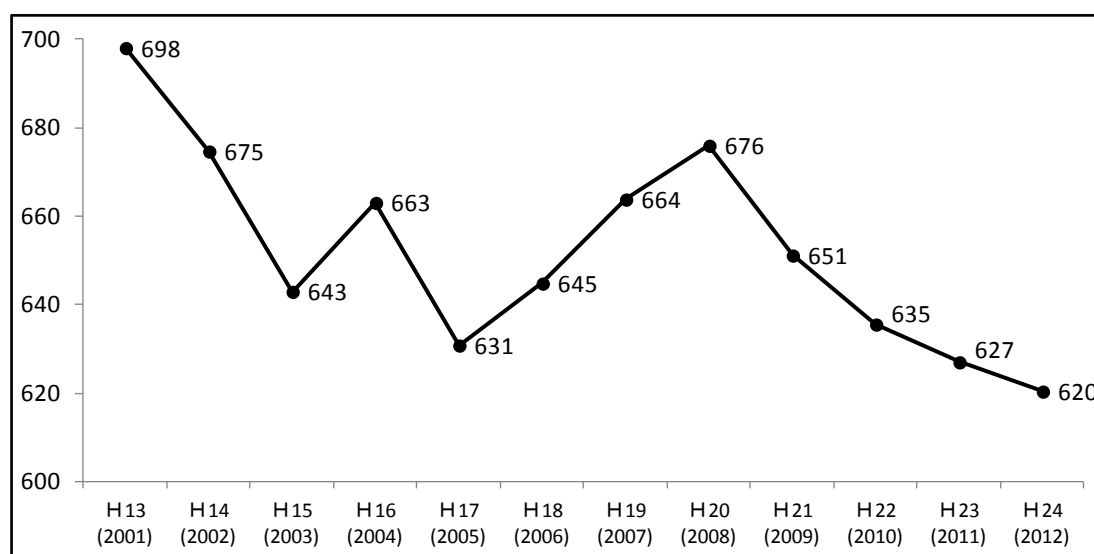
① 市税

図6は「基幹的な歳入」の中でもその根幹となる市税収入の推移です。

市税の決算額は、税制改正の影響などにより増減を繰り返してきましたが、平成20年度以降は世界的な景気の低迷等により減少し続けています。直近の平成24年度では、平成13年度以降で最も少ない620億円まで減少しました。

図6 市税収入額（決算）の推移

（単位 億円）



次ページの図7は、市税等の収入のうち、主な項目の推移を表したものです。

平成18年度まで市税の中で最も収入額の多かった固定資産税は、地価の下落や設備投資の減少が影響し、平成19年度以降、毎年減少傾向にあり、平成24年度では232億円となっています。

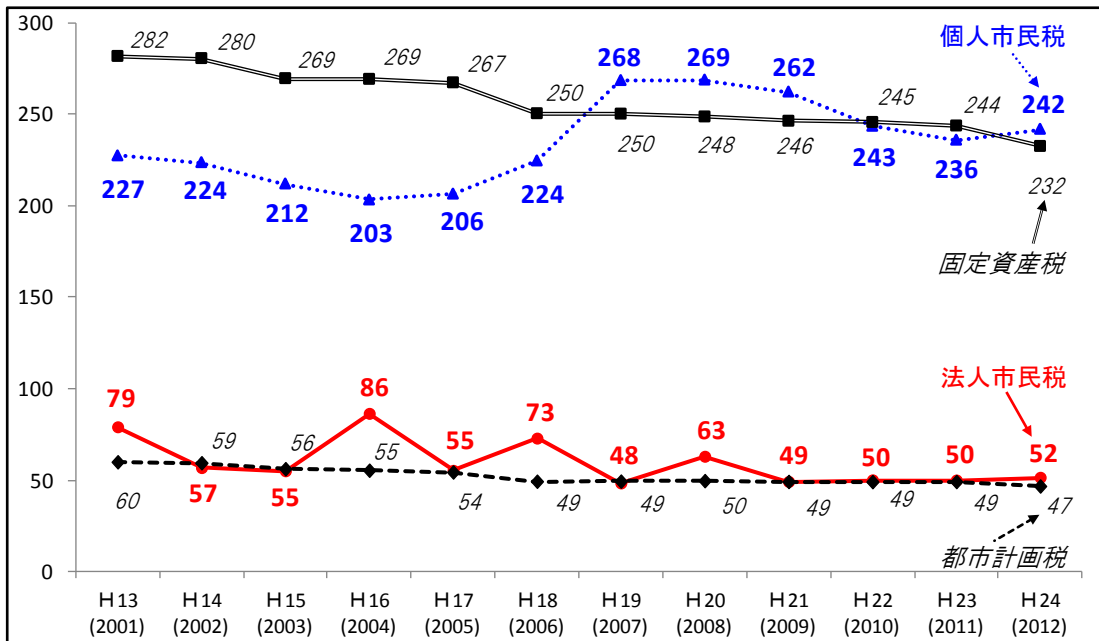
個人市民税も納税義務者数や所得総額の減少等により、平成20年度以降は減少傾向にあります。

平成17年度から平成19年度にかけて増加した要因は、国から地方への税源移譲（所得税から住民税へ）など国の税制改正が行われたためです。平成24年度に前年度と比べて増加した要因も税制改正（年少扶養控除の廃止）によるものです。

法人市民税は、景気の変動により毎年増減していますが、ここ数年はほぼ同額で推移しています。

図7 主な市税収入額（決算）の推移

（単位 億円）



《用語解説》

- 個人市民税：その年の1月1日に、市内に住所があり、その前年に所得があった個人にかかる税。
- 法人市民税：市内に事務所、事業所、寮などがある法人にかかる税。
- 固定資産税：その年の1月1日に、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している個人および法人にかかる税
- 都市計画税：その年の1月1日に、市街化区域内に土地、家屋を所有している個人および法人にかかる税。

② 地方交付税等

(ア) 地方交付税とは

税には、所得税や酒税のように国に納められる税と、市民税や固定資産税のように地方に納められる税があります。

自治体も国も税収入を基本として様々な行政サービスを実施していますが、現在の税制度は地方よりも国にその多くが収入される仕組みのため、多くの自治体は自らの税収入だけでは基礎的な行政サービスが提供できない状況にあります。

こうした状況から、住んでいる自治体によって住民が受ける基礎的なサービスに差が生じることがないように、国が国税として収入した税の一部を自治体に再交付し、全国どこでも基礎的な行政サービスを受けられるように調整しています。

これが「地方交付税」制度であり、国と地方の財源調整を行うとともに、地域間の財源の偏りを調整する役割を果たしています。

地方交付税は、その自治体が提供する標準的なサービスにかかる経費の見込みと、その自治体の収入見込みを比べ、収入見込みが少ない場合に交付されます。横須賀市も地方交付税の交付を受けています。

(イ) 臨時財政対策債とは

地方交付税は、国税である所得税や消費税などを財源としているため、景気が悪くなると国の税収が減少し、国から地方へ交付するための財源が不足することになります。

平成 13 年度以降、国はその不足分を補うため、不足分の一部を取りあえず地方に借り入れさせ、その後、地方の借入金の返済に合わせて、返済に要する額を地方交付税に上乗せして補てんする制度を運用しています。この制度の下で借り入れる地方の借金を「臨時財政対策債」といいます。

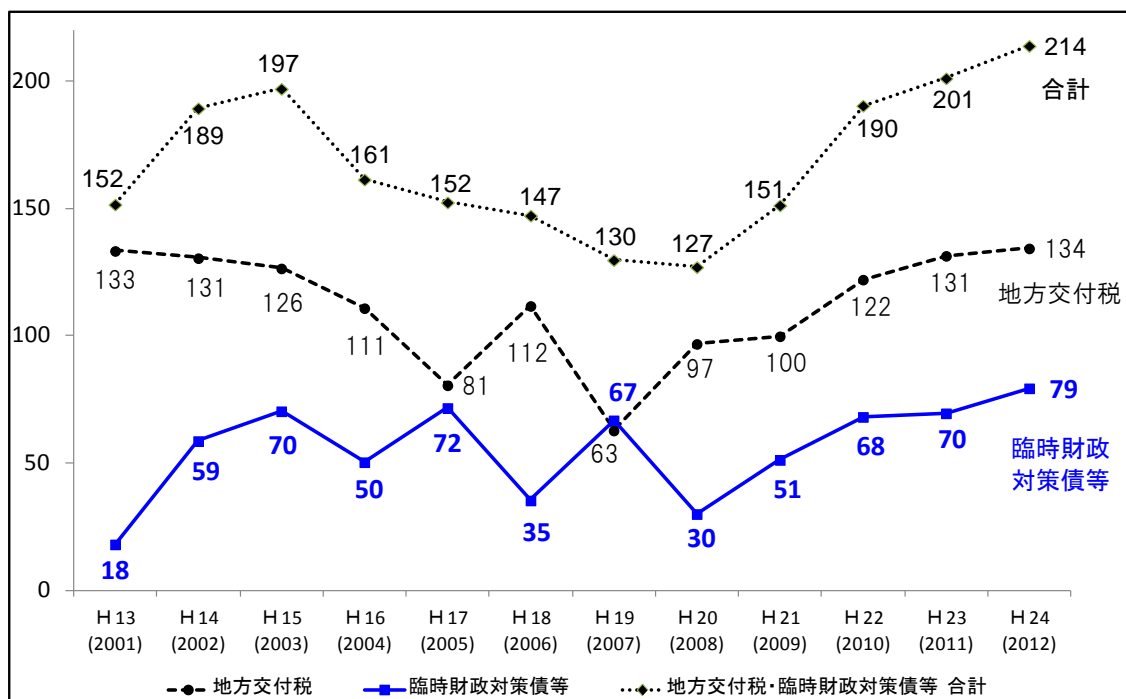
「臨時財政対策債」は市の借入金（市債）ですが、本来は国が現金で市へ交付すべき「地方交付税」が振り替えられたものですから、前述の地方交付税の一部として位置づけています。

(ウ) 地方交付税等の推移

図8は、地方交付税と臨時財政対策債等の推移を表したものです。

臨時財政対策債等はここ数年増加傾向にあり、平成20年度の30億円から平成24年度では79億円となり平成13年度以降で最も多くなっています。

図8 地方交付税と臨時財政対策債等 決算額の推移 (単位 億円)



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

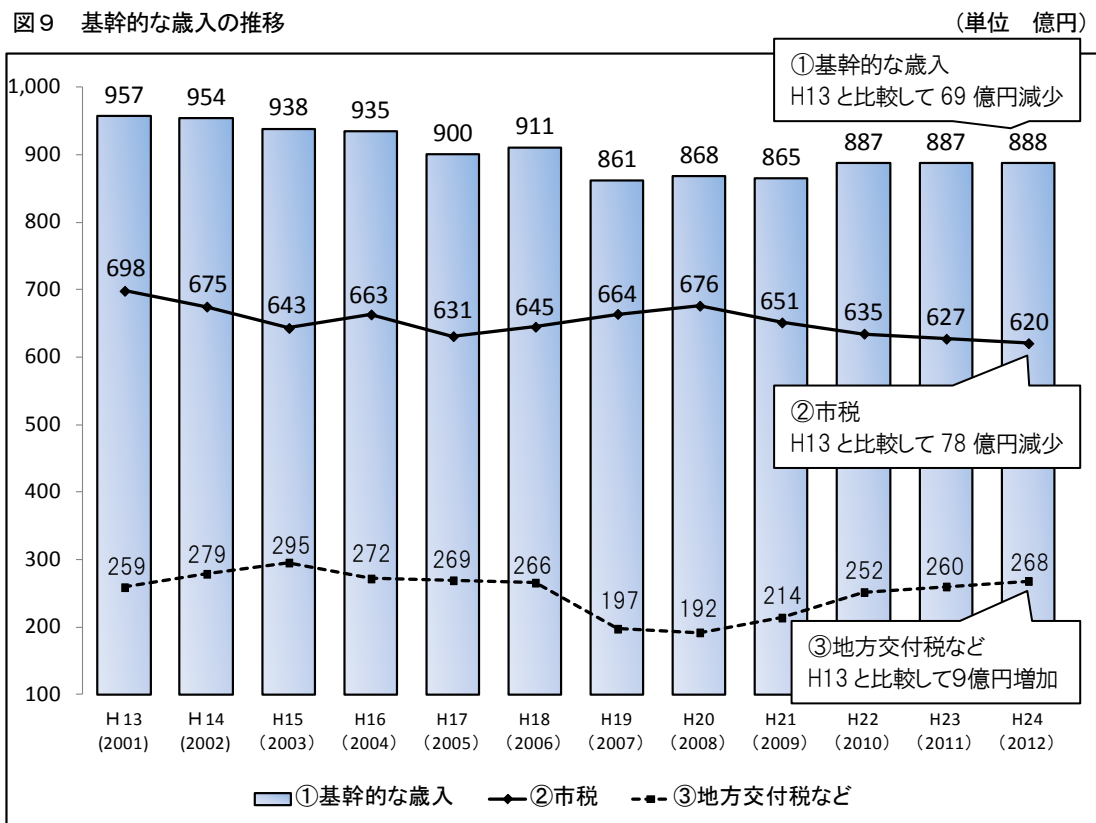
※臨時財政対策債等には減収補てん債を含む。

《Topics》「臨時財政対策債」を家計で例えると…

いつもは現金で仕送りをしてきている実家（国）から、「今、実家（国）の家計が苦しいので、不足分はとりあえず、あなた（横須賀市）の方で借金しておいて。でも、その借金の返済は実家（国）でするから」と言われて、やむを得ず行っている借金です。

借金はしたくないのですが、生活のために仕方なく借りているお金ということができます。

(2) 基幹的な歳入が減少した要因



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

図9は「基幹的な歳入」の内訳の推移です。

「基幹的な歳入」の内訳をみると、市が直接収入する「②市税」の増減に合わせて「③地方交付税など」が増減していることが分かります。

地方交付税が交付される地方自治体では、制度上、税収入が増加すれば地方交付税が減少し、逆に税収入が減少すれば地方交付税が増加します。

この市税収入を補う財源調整の仕組みにより、各自治体は税収が減少した場合も市民に安定したサービスが提供できるようになっていて、つまり市税と地方交付税は、表裏一体の関係にあると言えます。

しかし、それぞれの歳入額を平成13年度と平成24年度で比べた場合、「③地方交付税など」の増加が259億円から268億円で9億円（約3%）であるのに対して、「②市税」は698億円から620億円へ78億円（約11%）減少していて、市税収入の減少を補いきれていないことが分かります。

市の財政運営の基本となる「基幹的な歳入」の減少は、本市が自由に使い道を決められる収入（一般財源）が減少しているということであり、市が自らの判断で仕事を行うことができる余地が少なくなっていることを示しています。

また、市税収入が減って、それを補う地方交付税などが増えているということは、財政運営上、国への依存度が高くなってきていることを表しています。

加えて、その地方交付税は現金で交付される額が減り、臨時財政対策債という市債（借金）で地方自治体がいったん肩代わりさせられる額が増えています。

つまり、国への依存度が高くなると同時に、借金への依存度も高まっていることとなります。

地方自治体が自らの判断で住民に身近な行政を行っていくためには、そのための財源を自ら確保できることが必要で、それには市が直接収入できる市税収入を増やすことが最も重要な課題です。

また、そもそも地方自治体の仕事量に見合った税財源が、地方自治体に配分されていない現在の制度を改めることが必要であり、国に税源移譲を含めた抜本的な制度改正を強く働きかけていかなければなりません。

3 財政調整基金等からの取崩額の推移

～収支不足を基金（貯金）の取り崩しでカバー～

前述のとおり歳出では社会保障費が増加し、一方で市税などの基幹的な歳入が減少している中、本市では、その会計年度中に生じた収支の不足分を、財政調整基金などの貯金を取り崩すことで補っています。

この状態は、平成 14 年度以降毎年度続いています。

(1) 財政調整基金等残高の推移

「財政調整基金」は、その年の収入が大きく減少した場合や、一時期に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てている貯金です。

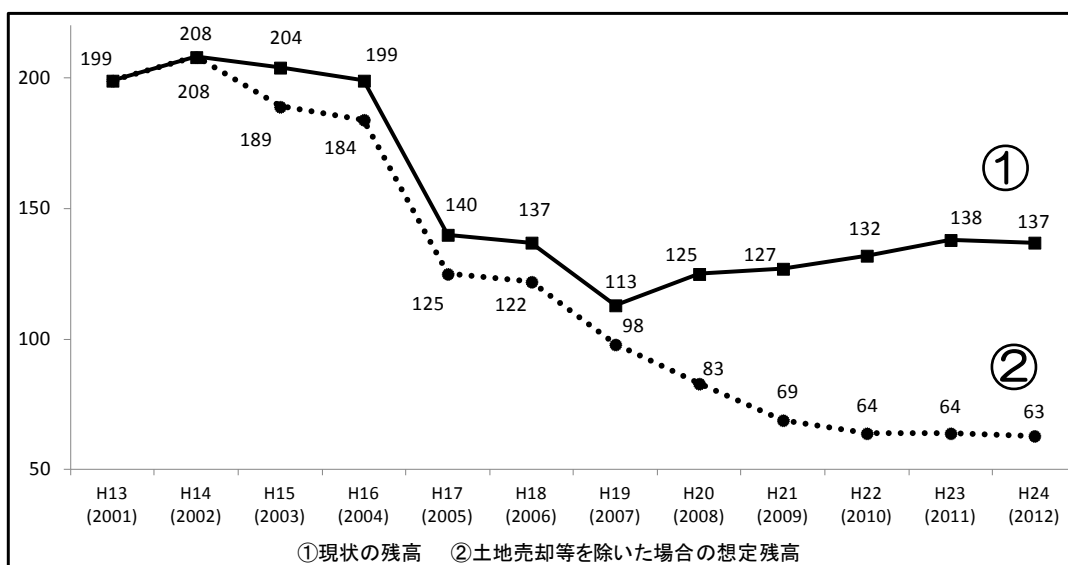
基金残高の推移は図 10 の①で示すとおりです。平成 14 年度に 208 億円あった基金は、平成 19 年度に 113 億円まで減少しました。

平成 20 年度以降は、未利用地の売却や時限的な職員の給与減額措置などの臨時的に基金を増加させる特別な要因があったことで増加に転じ、平成 24 年度の残高では 137 億円になっています。

図 10 の②はこうした要因がなかった場合の想定残高で、平成 22 年度以降、減少幅が小さくなったものの、未利用地の売却などがなければ、残高は減少し続けていたことになります。

図 10 財政調整基金等残高の推移

(単位 億円)



(2) 単年度の収支

図 11 は、前頁の図 10 の②で示した「土地売却等を除いた場合の想定残高」において、各年度、前年度からいくら基金残高が増減したのかを表したグラフです。

金額がマイナスの場合は収支不足額を基金で補てんして、実質的な単年度収支が赤字であったことを示します。減少額が大きいほど、単年度で生じた収支不足が大きかったことを表しています。

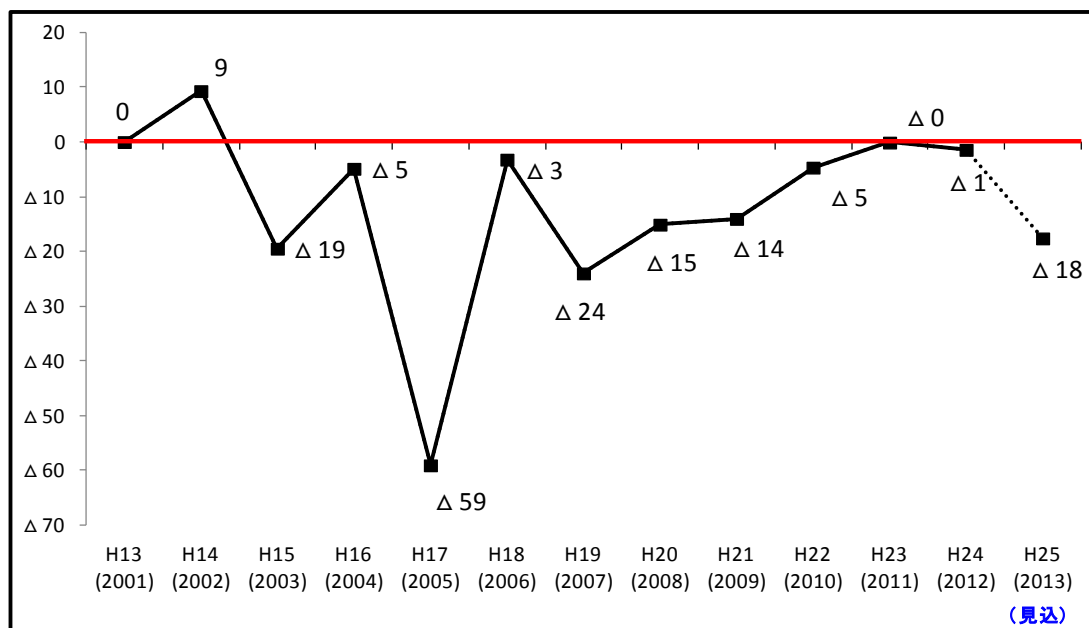
グラフをみると平成 15 年度以降は全てマイナスで、実質的には各年度、単年度赤字が生じていたと言えます。

特に平成 17 年度は市税と地方交付税が大きく減少し、収支不足額が大きくなっています。

平成 20 年度以降は基金の減少額は縮小傾向にあり、単年度の収支バランスに改善が見られます。平成 23、24 年度では、前財政基本計画の数値目標の達成や地方交付税等の増加などによって、ほぼ収支バランスが均衡している状態です。

図 11 土地売却等を除いた場合の想定残高における基金残高の増減額

(単位 億円)



※H13 をゼロ (起点) として、各年度、前年度からの増減額を表しています。

※H23 は前年度から約 1,000 万円減少しています。

※H25 は最終補正後予算額での見込みです。

(3) 平成 25 年度の収支見込み（国保会計の収支悪化）

単年度収支バランスは平成 20 年度から平成 24 年度にかけて改善が見られましたが、平成 25 年度では悪化が予測されます。

これは、国保会計の収支悪化に伴い、一般会計から繰出す金額が大きく増加するためです。

国保会計は平成 24 年度に急激に収支が悪化し、収支不足額を補てんするため、一般会計からの繰出金を約 6 億円追加しました。

平成 25 年度予算ではさらに約 18 億円を追加し、平成 23 年度と平成 25 年度の繰出金を比べると約 24 億円増加しています。

このため、平成 25 年度の単年度赤字額は 18 億円まで拡大することが予測され、改めて、単年度の収支バランスの改善の必要性が増しています。

4 市債借入額と借入残高の推移

～通常債の減少と臨時財政対策債等の増加～

(1) 市債の種類

地方自治体は、その年度内に必要な経費はその年度内の収入で賄うのが原則ですが、例外的に将来の収入を見込んで借金をする場合があります。この借金を「市債」といいます。

市債には、大きく分けて、通常の建設事業等に伴う「通常債」と、前述した地方交付税の不足分を補てんするための「臨時財政対策債等」があります。

「通常債」は、施設整備（道路、学校、公園等）を行う場合など、一時期に多額の資金を必要とする場合に借り入れる市債で、翌年度以降、借入対象施設の耐用年数に応じて分割返済していきます。これは、整備された施設から受けるサービスは将来の市民にも提供されることから、現在の市民からの税だけでなく将来の市民の税からも応分に負担してもらい、世代間の税負担を公平にしていこうという考え方によるものです。

「臨時財政対策債」は、前述（12 ページ）のとおり、本来、国から自治体へ地方交付税（現金）として再配分されるべきものが、国の財源不足により全てを現金で配分することができないため、その不足額をいったん地方自治体が借り入れて、資金不足を補うものです。

ただ、返済額は翌年度以降、国が地方交付税に上乗せして補てんする仕組みになっています。

「通常債」は建設事業の抑制など、市の裁量で借入額を調整することが可能です。

しかし、地方交付税の振替である「臨時財政対策債」は、通常の市民サービスを提供するうえで必要不可欠な財源であり、借り入れを抑制することが非常に難しい市債だと言えます。

(2) 市債借入額と元金償還額（返済額）の推移

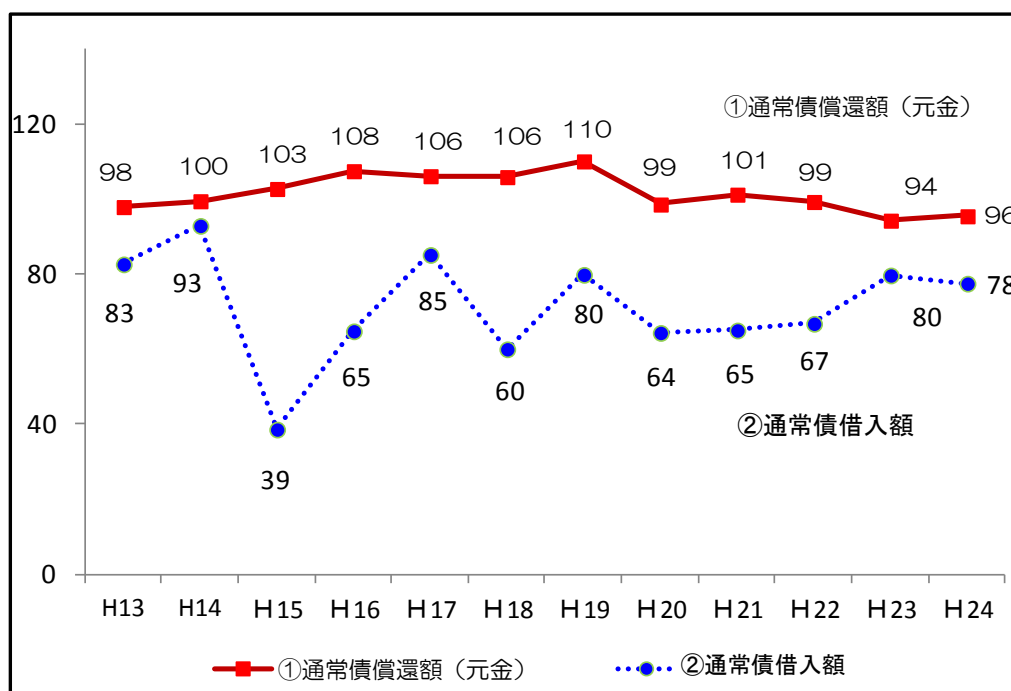
① 通常債

「通常債」の借入額は、将来の公債費（借入金の返済に使う経費）を抑制するため、これまでも行財政改革を進める中で制限を設けてきました。

平成18年度から平成22年度までは、新たに借り入れる額を返済する額（元金）の75%以下（新規債発行比率75%）に抑え、また、前計画においても計画期間（平成23～25年度）中の3年間は平均で90%以下に抑えるという数値目標をたて、「通常債」の借入の抑制に取り組んできました。

（図12、P22 図14 ②）

図12 通常債借入額と元金償還額の推移（決算） （単位 億円）



※平成14年度では、償還期限が到来する市債を一旦返済して、引き続き同額を借り入れる制度である借換債（約38億円）の借入と償還、および、国が地方自治体に一旦市債として借りさせておいて、後年度に償還額を国庫補助金として交付する制度である特定資金公共事業債（約18億円）の借入を除く。

※平成15年度から18年度の各年度の通常債償還額（元金）には、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2億円）を除く。

※平成17年度では、平成14年度に借り入れた特定資金公共事業債（約18億円）の償還を除く。

② 臨時財政対策債等

「臨時財政対策債等」として分類しているのは、「臨時財政対策債」、「減収補てん債」、「減税補てん債」であり、いずれも本来、国から交付されるべき現金の振替措置として借り入れている市債です。

借入額は平成 19 年度まで増減を繰り返してきましたが、平成 20 年度以降は増加傾向にあります。

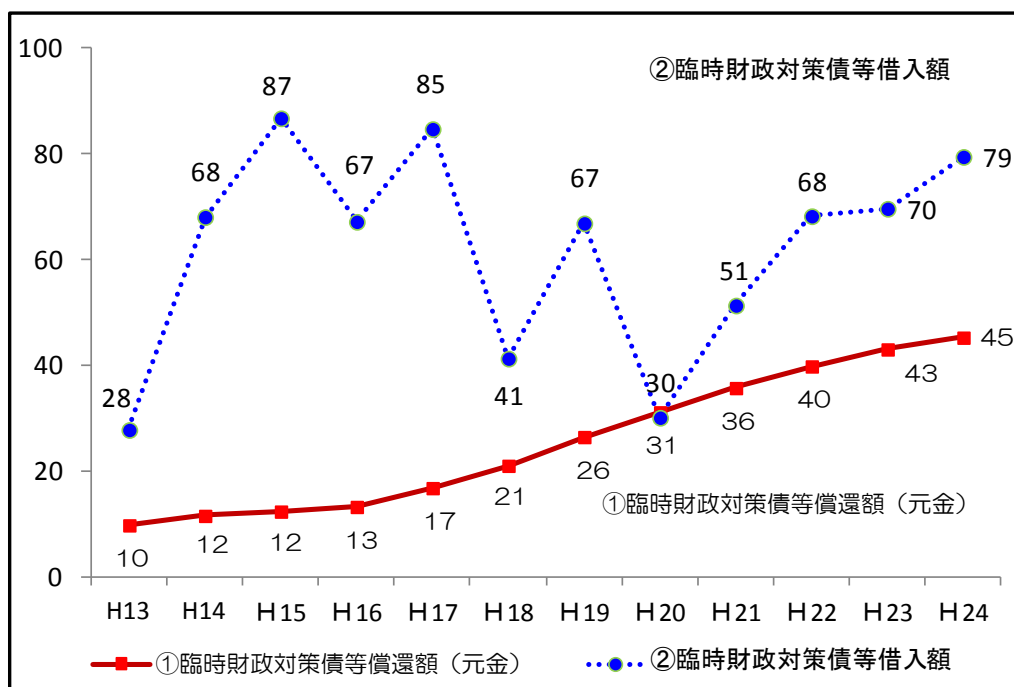
地方交付税が通常の市民サービスを提供するための必要不可欠な財源である以上、その振替である「臨時財政対策債」も必要不可欠な財源です。

このため借入の抑制が困難で、平成 20 年度を除いていずれの年度も借入額が元金返済額を上回っています。

(図 13、P22 図 14 ③)

図 13 臨時財政対策債等借入額と元金償還額の推移 (決算)

(単位 億円)



《用語解説》

減収補てん債：地方交付税の計算上で理論的に見込まれた収入よりも実際の収入が少なかった場合に、その差を埋めるために、いったん地方自治体が借り入れる市債。

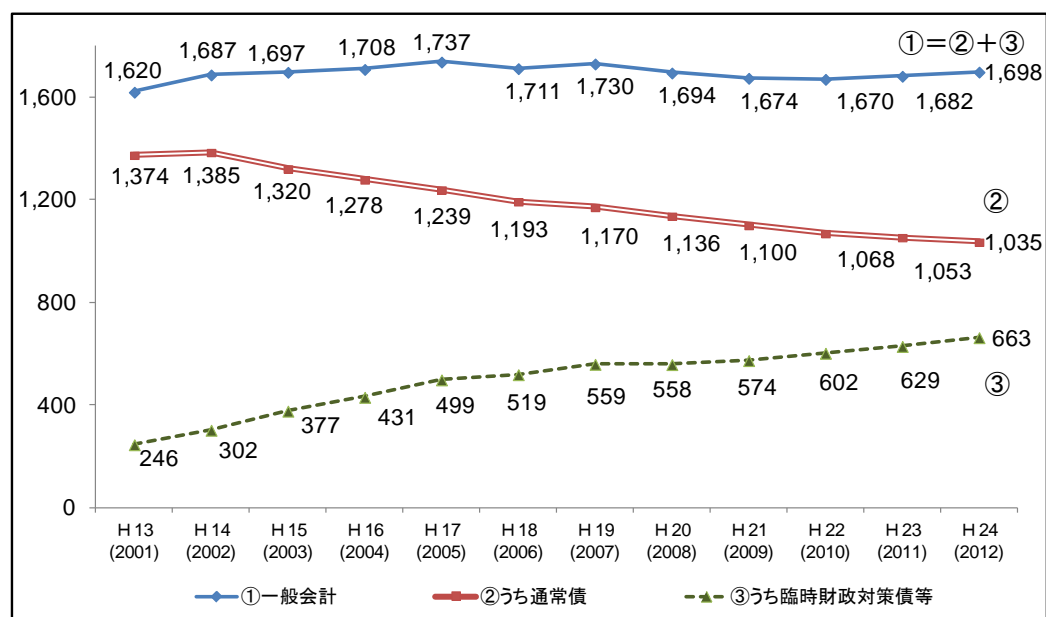
減税補てん債：国の制度改正（地方税の特別減税等）により地方自治体が減収になった額を、いったん地方自治体が借り入れる市債。減収補てん債、減税補てん債とも、その返済額は後年度の地方交付税に上乗せされる。

(3) 市債残高の推移

① 一般会計の市債残高

図 14 は、一般会計の市債残高の推移を表したグラフです。

図 14 一般会計市債残高の推移（決算）（単位 億円）



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成 15 年度から 18 年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2 億円）を除く。

「通常債」残高（図 14 ②）は借入を抑制してきた効果によって平成 13 年度の 1,374 億円から平成 24 年度の 1,035 億円まで 339 億円（約 25%）減少しています。

しかし、「臨時財政対策債等」の残高は、図 14 の③で示すように平成 13 年度の 246 億円に対して平成 24 年度では 663 億円となっていて、10 年間あまりで 3 倍近い額にまで増加しています。

この結果、図 14 の①のとおり、一般会計の市債残高は平成 13 年度の 1,620 億円から平成 24 年度の 1,698 億円まで 78 億円（約 5%）増加しています。

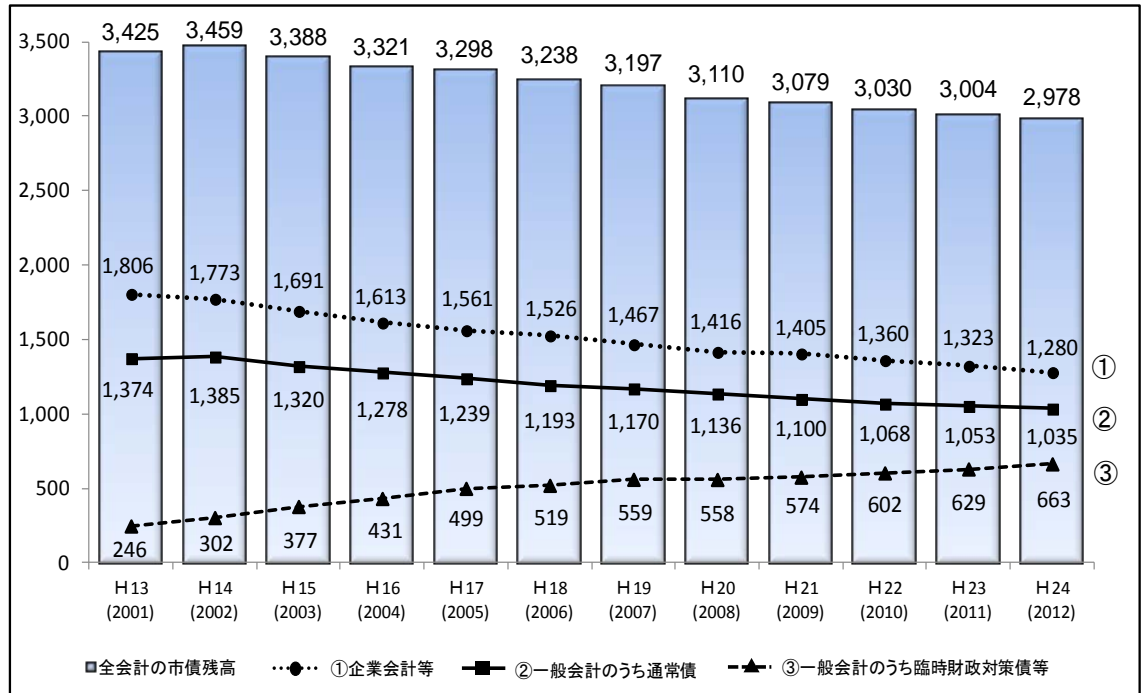
「臨時財政対策債」は制度上、その返済額相当の財源が国から補てんされることになっているとはいえ、地方交付税の原資となる国の税収（所得税、消費税、法人税など）が伸び悩んでいますので、将来に渡り、その返済額相当の財源が国から補てんされるかどうか、懸念が生じています。

② 全会計の市債残高

図 15 は、企業会計等も含めた全会計の市債残高を表したグラフです。

図 15 全会計市債残高の推移（決算）

（単位 億円）



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成 15 年度から 18 年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2 億円）を除く。

下水道事業会計などの企業会計等の市債残高（図 15 ①）は、平成 13 年度の 1,806 億円から平成 24 年度の 1,280 億円で 526 億円（約 29%）減少しています。

前述のとおり一般会計では臨時財政対策債等の残高が増加（図 15 ③）したものの、通常債の残高の減少（図 15 ②）に加えて、企業会計等の市債残高が減少したことで、市全体の市債残高は平成 13 年度の 3,425 億円から平成 24 年度の 2,978 億円で 447 億円（約 13%）減少しています。

5 国の基準でみた本市の財政状況

ここまで本市の財政状況の推移を、歳出（支出）、歳入（収入）、財政調整基金等（貯金）、市債（借入金）の4つの視点から分析してきましたが、最後に、法律に定められた基準で判断した場合、本市の財政状況がどのような状態にあるのかを検証します。

地方自治体の財政状況を判断するため、統一した基準を定めた法律が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」です。

この法律は、自治体の財政が破たん状態に陥る前の早い段階で健全化を図ることを目的に定められたものです。

地方自治体はこの法律に基づいて、毎年度の決算で4つの健全化判断比率（指標）を計算します。そして、その内容を監査委員が審査した上で議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。本市においても「広報よこすか」やホームページなどを通じてその結果を公表しています。（表1）

表1 本市の健全化判断比率と「早期健全化基準」、「財政再生基準」（単位 %）

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の比率	平成24年度	- (△4.21)	- (△16.28)	6.4	64.3
	平成23年度	- (△4.38)	- (△15.40)	6.0	63.7
	平成22年度	- (△4.28)	- (△14.92)	5.4	65.1
法の基準	早期健全化基準	11.25	16.25	25	350
	財政再生基準	20	35	35	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率における()内の数字は黒字比率を示す。

※将来負担比率には財政再生基準は設定されていない。

法の基準には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階の基準が設けられており（表1下）、比率が「早期健全化基準」の値を超えた場合は財政運営に注意を要する段階（黄信号）、「財政再生基準」を超えた場合は財政が危険な状態（赤信号）と区分されています。

本市の比率は、この法律で定められた基準と比較した場合、いずれもその基

準を大きく下回っており、過去の数値の推移からも決して早期に改善を必要とする段階にまでは至っていません。

しかし、単年度の収支バランスが本質的に改善されていない状況を踏まえると、決して安心できるということではなく、引き続き財政規律を堅持し、健全化に努めていく必要があります。

国の指標のみに頼るのではなく、将来に向かって財政運営をどのように行っていくべきか、本市独自で計画性を持って対応していく必要があります。

(各指標の定義)

◎実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の市の中心的な行政サービスを行う一般会計の収支の赤字を示す指標です。(基金取崩額を含めた総額の収支で判断するため、本市の指標は赤字とはなりません。)

◎連結実質赤字比率

一般会計に特別会計、企業会計を合わせた本市全体の収支の赤字を示す指標です。(基金取崩額を含めた総額の収支で判断するため、本市の指標は赤字とはなりません。)

◎実質公債費比率

一般会計で負担する借入金返済額が、収入に占める割合を示す指標です。
数値が高いほど、借入金の返済負担が重い状態を表します。

◎将来負担比率

一般会計で将来返済しなくてはならない借入金などの負債合計が、収入に占める割合を示す指標です。
数値が高いほど、将来返済しなくてはならない負債が大きい状態を表します。

6 本市の財政状況の総括（1～5のまとめ）

本市はこれまでも人件費や公債費の抑制、また、さまざまな事業の見直しなど行財政改革に力を注いできました。

しかし、市税や地方交付税などの基幹的な歳入の減少と高齢化の進展による社会保障費の増加は、行財政改革の効果を上回っていて、単年度の収支不足を補う基金の残高は、土地の売却などの臨時的収入がなければ減少している状態です。

単年度の収支不足は、前財政基本計画の取り組みや、地方交付税等の増加などにより、ここ数年間は縮小してきましたが、平成25年度は国保会計の財源不足に対する補てん（繰出し）の増額などで再び拡大する見込みです。

こうした状況から、まずは単年度の収支バランスを均衡させるよう改善を図ることが必要です。

そのためには、事業目的の達成度合いや現在の社会経済状況等に照らして、事業の必要性が薄れていないか、また、政策目的の実現に向けて最善の方法となっているか、といった視点から、事業の見直しに取り組んでいく必要があります。

《ポイント1》

引き続き財政規律を堅持するとともに、さらに行財政改革を進め、単年度の収支バランスの均衡を図ることが必要です。

その年の収入でその年の支出を賄うことができれば、基金残高の減少に歯止めをかけることができます。

本市では市税を中心とする「基幹的な歳入」が減少している一方、高齢化の進展によりコントロールが難しい社会保障費の増加が続いていて、この財源を人件費などの経費を削減することで捻出している状況です。

これまでも事業や執行体制の見直しなどの歳出削減に取り組んできましたが、この傾向が続けば、こうした手法だけでは対応できなくなる可能性があります。

将来にわたって安定した財政運営を行っていくため、行財政改革の推進と同時に、減少傾向にある市税収入を増やし、増加する社会保障費を抑制するために積極的な投資を行い、対策を講じていくことが重要となってきました。

《ポイント2》

歳出の削減などの行財政改革を進めるとともに、中長期的な視点から、将来収入の増加、将来支出の抑制を図る取り組み（投資）が必要になっています。

「基幹的な歳入」の内訳をみると、市税収入が減少し、それを補う地方交付税等が増えていて、本市の財政は年々国への依存度が高まっています。

また、その地方交付税も、国の財源不足により現金ではなく借金（臨時財政対策債）に振り替えられ、借金への依存度も高まっている状況です。

これは、そもそも地方自治体の仕事量に見合った税財源が、地方自治体にはない、という構造的な問題も要因となっています。

こうした制度的な問題を解決して、地方自治体が自らの判断で住民に身近な行政を行えるよう、地方への税財源の移譲を国へ求めて行くことが必要です。

《ポイント3》

将来に渡って安定した財政運営を行い、自らの判断で行政を行っていくためには、国に依存しない財源である市税収入を確保することが必要です。

そのためには、地方自治体の仕事量に見合った財源を確保できるよう、国に対して税財源の移譲を強く働きかけていくことが必要です。

第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み

本章では、平成25年度当初予算を基準に、今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業（「第2次実施計画」に位置付けた事業を含む）を継続していった場合、平成26年度から29年度までの4年間の歳入歳出予算がどう推移するか、その収支を推計しました。

また、その後の平成30～35年度までの6年間について、平成30年度以降に予測される主な事業費の増減を平成29年度の推計値に加味して、その収支を予測しました。

将来、各年度の収支（財源不足）が、平成25年度予算と比較して、どのように推移していくかを検証します。

1 人口の推移と見込み

（1）横須賀市の人口の推移と見込み

次ページの図16は、本市の人口の推移を表したグラフです。

本市の人口は減少傾向にあり、平成13年と平成23年を比べると436,389人から428,563人へ約7,800人（約2%）減少しています。

年齢構成別に比較すると、生産年齢人口（15歳～64歳）は299,644人から267,995人へ約32,000人減少している一方、老年人口（65歳以上）は78,886人から107,466人へ約29,000人増加しています。

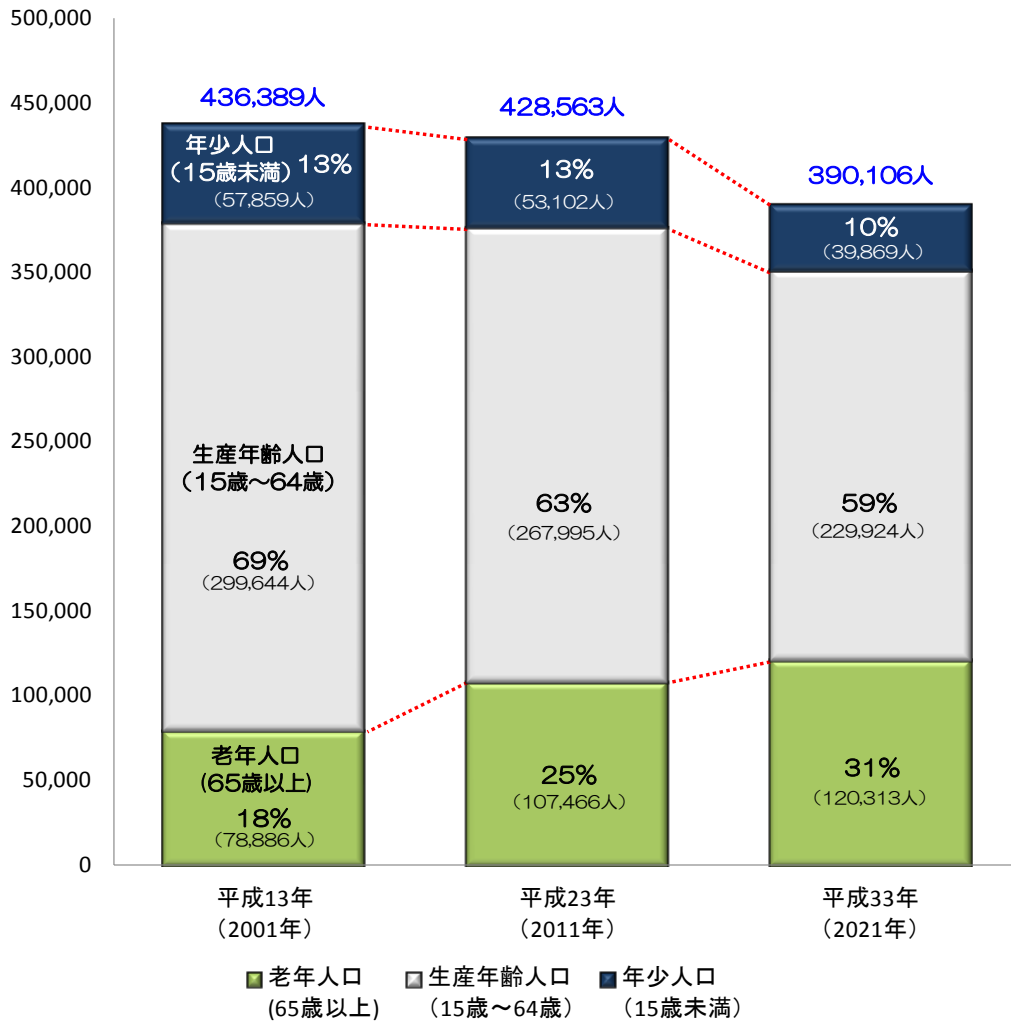
構成比では、生産年齢人口が69%から63%へ6ポイント減少、老年人口は18%から25%へ7ポイント増加しています。

平成23年の日本の老年人口の構成比が23%であることと比べても、本市の高齢化が進んでいることが分かります。

第1章で述べたとおり高齢化の進展は、福祉や医療などの社会保障費の増加に影響し、また、生産年齢人口の減少は、市税収入の中心である個人市民税の減少につながります。

図 16 横須賀市の人口の推移と見込み

(単位：人)



平成 33 年にはこの傾向はさらに顕著となり、平成 23 年と比較して生産年齢人口は 267,995 人から 229,924 人へさらに約 38,000 人（構成比では 63%から 59%へ4ポイント）の減少、逆に老年人口は 107,466 人から 120,313 人へ約 13,000 人（構成比では 25%から 31%へ6ポイント）増加することが予測されます。

これに伴って税収の減少と社会保障費の増加がますます進んでいくものと考えられます。

2 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み

（1）歳入歳出予算と財源不足額の見込み

資料編78ページ以降に記載した前提条件を基に、今後4年間の歳入（表2）、歳出（表3）を推計しました。

表2 歳入（今後4年間の財政収支見込み）

（単位 億円）

歳入	現状	将来推計							
	平成25年度 当初予算	平成26年度	対25年度 増減	平成27年度	対25年度 増減	平成28年度	対25年度 増減	平成29年度	対25年度 増減
市 税	610	606	△ 4	590	△ 21	585	△ 25	583	△ 27
地方譲与税 各種交付金	73	80	8	97	25	97	25	97	25
地方特例交付金	3	3	0	3	0	3	0	3	0
地方交付税	133	135	1	135	1	135	1	135	1
分担金・負担金	11	11	0	11	0	11	0	11	0
使用料・手数料	34	34	1	34	1	34	1	34	1
国・県支出金	261	281	21	276	16	268	7	290	29
財産収入・寄附金	3	2	△ 1	2	△ 1	2	△ 1	2	△ 1
繰入金	15	11	△ 4	9	△ 5	9	△ 6	7	△ 7
繰越金	3	3	0	3	0	3	0	3	0
諸収入	53	50	△ 4	51	△ 3	50	△ 3	54	0
市 債	163	180	17	174	11	187	24	193	31
うち通常債	76	98	21	98	22	97	20	97	20
うち臨時財政対策債等	86	82	△ 4	76	△ 11	90	4	97	10
歳入合計 A	1,361	1,396	35	1,386	25	1,385	24	1,414	53

※財源不足を調整するための財政調整基金等からの繰入金を除く

※経常的な収入を比較するため土地売払いによる臨時的な収入を除く。

※端数調整のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

表3 歳出（今後4年間の財政収支見込み）

（単位 億円）

歳出	現状	将来推計							
	平成25年度 当初予算	平成26年度	対25年度 増減	平成27年度	対25年度 増減	平成28年度	対25年度 増減	平成29年度	対25年度 増減
人 件 費	285	281	△ 3	281	△ 4	283	△ 2	281	△ 4
退職手当以外	259	258	△ 1	259	0	259	△ 0	258	△ 1
退職手当	26	23	△ 2	22	△ 4	24	△ 2	23	△ 2
扶 助 費	318	327	8	334	15	341	22	347	28
公 債 費	168	172	4	164	△ 4	166	△ 2	172	4
うち通常債	111	112	1	112	1	110	△ 1	110	△ 2
うち臨時財政対策債	57	60	3	52	△ 5	56	△ 0	62	5
投資的経費	81	88	7	99	18	88	8	120	39
維持補修	61	64	4	63	2	60	△ 1	57	△ 3
物 件 費	214	221	7	221	6	218	4	210	△ 4
他会計への繰出し （社会保険系）	141	146	4	153	11	156	14	157	16
他会計への繰出し （その他）	67	65	△ 2	65	△ 2	64	△ 3	64	△ 3
そ の 他	84	100	17	89	6	88	4	87	3
歳出合計 B	1,419	1,465	46	1,468	49	1,464	45	1,496	77

※端数調整のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

現行の諸制度がそのまま継続するものと仮定したうえで、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま現状の事業を継続した場合、平成29年度と平成25年度と比べると、歳入は1,361億円から1,414億円へ53億円増加するものの(表2 A欄)、歳出も1,419億円から1,496億円へ77億円増加(表3 B欄)するため、今後4年間の当初予算での財源不足額(歳出合計-歳入合計)は、表4のとおりとなります。

表4 財源不足額(今後4年間の財政収支見込み)

(単位 億円)

	現状	将来推計							
	平成25年度 当初予算	平成26年度	対25年度 増減	平成27年度	対25年度 増減	平成28年度	対25年度 増減	平成29年度	対25年度 増減
財源不足額 (基金取崩額) A-B	△ 58	△ 69	△ 11	△ 82	△ 24	△ 79	△ 21	△ 82	△ 24

※平成25年度当初予算の財源不足額(基金からの取崩し)からは土地の売払いによる臨時的な収入約8億円を除く。

※端数調整のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

市税収入の減少と社会保障費の増加が続き、平成25年度では58億円であった財源不足額は、平成26~29年度でそれぞれ69億円、82億円、79億円、82億円となり、いずれの年度においても平成25年度と比べて多くなる見込みです。

(2) 財政調整基金等残高の見込み

前ページ「(1) 歳入歳出予算と財源不足額の見込み」で推計した今後4年間の財源不足額は、基金を取り崩すことによって補てんすることになります。これに伴って基金残高がどう推移するか検証します。(表5)

表5 今後4年間の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)

	将来推計			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前年度末基金残高 A	133	107	68	32
当初予算での財源不足額(取崩額) B	△ 69	△ 82	△ 79	△ 82
予算取崩額と決算取崩額の差 および決算後の積み立て C (年度末に取り崩す必要がなくなる金額)	43	43	43	43
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額) D=B+C	△ 26	△ 39	△ 36	△ 39
年度末基金残高 E=A+D	107	68	32	△ 7

※端数調整のため、差し引きが表示と合わない場合があります。

平成25年度末の基金残高見込み133億円を起点として、各年度の当初予算時点での取崩額(財源不足額)は、表5 B欄に記載のとおりです。

(前ページ表4「財源不足額(今後4年間の財政収支見込み)」から。)

しかし、これが年度末の時点になると、当初予算で予定した取崩額(表5 B欄)までは取り崩す必要がなくなります。

これは、工事費などが入札などで安価になったり、扶助費の対象数が見込みよりも少なかったりしたことなどで、当初予定していたよりも少ない金額で事業を実施することができた、といった理由によるものです。

この「年度末に取り崩す必要がなくなる金額」(表5 C欄)は、年度によって変動しますが、今回の推計では平成23~25年度の実績(見込み)平均から、この金額を43億円と見込みます。

この状況を表5の平成26年度を例に解説します。

平成25年度末の基金残高133億円（表5 A欄）から、平成26年度当初予算時点での財源不足額69億円（表5 B欄）を取り崩す予定で26年度をスタートします。

ただ、年度末の時点になると、当初予定していた69億円の取り崩しのうち43億円（表5 C欄）は取り崩す必要がなくなります。

その結果、平成26年度の実質的な財源不足額は69億円－43億円で26億円（表5 D欄）となるため、平成26年度末の基金残高は、133億円から26億円少なくなった107億円（表5 E欄）になるものと推計しています。

各年度D欄に記載した金額だけ生じる財源不足は、基金から取崩しをして補てんすることとなるため、表5のとおり進んだ場合、E欄のとおり平成29年度には基金が枯渇してしまう（基金残高がマイナスとなる）こととなります。

またこのことは、取崩す必要がなくなる額が43億円（表5 C欄）であるので、仮に当初予算の時点での取崩額（財源不足額）（表5 B欄）を43億円以内に抑えることができれば、年度末（決算）の時点で実質的に基金を取り崩す必要がなくなり、基金が目減りしない（単年度の収支バランスが取れた）状態になるということを示しています。

《Topics》当初予算での財源不足額（取崩額）と実質的な財源不足額（取崩額）

市の財政での当初予算時点での取崩額と実質的な取崩額の間を、家計に置き換えてみます。

ある月の収入と支出の予定を立てたところ、給料（収入）20万円に対して、生活費（支出）は25万円かかってしまうことが分かりました。

そのため足りない5万円は、預けていた銀行から貯金を下ろすことにしました。

実際にその月が終わって計算してみると、給料は予定どおり20万円でしたが、生活費は23万円に抑えることができました。

足りないと思っていた5万円は貯金から下ろしていましたが、実際に足りない金額は3万円だったので、余った2万円は再び銀行へ預けることにしました。

この結果、貯金は5万円少なくなってしまう予定でしたが、3万円減るだけで済みました。

月の最初に予定を立てた時に、銀行から下ろすことにした5万円が「当初予算での財源不足額（財政調整基金等の取崩額）（表5B欄）」にあたるもので、足りない生活費を埋めるために、実際に貯金が少なくなった3万円が「実質的な財源不足額（財政調整基金等の取崩額）（表5D欄）」にあたります。

3 中長期（平成 30～35 年度）の財政見通し

前述の平成 29 年度までの 4 年間の財政推計を基に、さらにその後の 6 年間（平成 30～35 年度）に予想される主な事業費の増減を加味して、平成 30 年度以降の財政収支を予測しました。

（1）予測の前提

今後の景気動向や国の制度変更に伴う影響を長期的に予測することは困難であるため、景気の変動による影響は加味せず、また、各種制度は原則、現行の諸制度が継続するものとして、税収入や通常の事業などは平成 29 年度の推計値と同額と見込みました。

これに、平成 30 年度以降に予測される、財政負担が増加する要素、減少する要素を加味しました。

記載した数値は、平成 29 年度の推計値（30・31 ページ）と比較して、平成 30 年度以降、財源不足額がさらにどれだけ増減するかを表しています。

(2) 平成 35 年度までの収支の増減予測

平成 30 年度以降、市の財政負担が増加すると見込まれる要素（表 6 A 欄）、逆に、減少すると見込まれる要素（表 6 B 欄）を抽出しました。

いずれも平成 29 年度の推計値と比較して、どれだけ負担が増減（△は減を表す）するのかを表しています

（推計の設定条件は、資料編 83 ページに記載）

表 6 平成 30～35 年度までの主な財政負担の増減要素見込み

項 目		平成29年度 (2017年度)
A 平成30年度以降、負担額が増加する要素		0.0
人件費	1 人件費(退職手当)	0.0
	2 障害者福祉費	0.0
扶助費	3 生活保護費	0.0
	4 基幹系情報システム 更新経費	0.0
物件費等	5 新ごみ処理施設 運営費	0.0
	6 介護保険特別会計に対する繰出金	0.0
他会計繰出 (社会保障)	7 後期高齢者医療費 負担金	0.0
	8 後期高齢者医療費特別会計に対する繰出金	0.0
	9 下水道事業に対する繰出金	0.0
他会計繰出 (その他)	10 特定目的基金残高減少による一般財源負担額	0.0
B 平成30年度以降、負担額が減少する要素		0.0
人件費	1 人件費(退職手当以外)	0.0
公債費	2 公債費(通常債)	0.0
物件費等	3 市単独選挙(市長選挙、市議会議員選挙)	0.0
	4 南処理工場運営費	0.0
他会計繰出 (その他)	5 水道事業(広域水道事業団)に対する繰出金	0.0
	6 病院事業会計に対する繰出金	0.0
負担増減計 A + B (平成29年度に比べ増加する財源不足額)		0.0

※端数処理のため合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

(表6の見方)

平成30年度を例にすると、「A 負担額が増加する要素」の合計が16.8億円、一方、「B 負担額が減少する要素」の合計が0.4億円となり、差し引き16.4億円、平成29年度に比べ財源不足が増加することを示しています。

平成31年度では、平成29年度に比べて財源不足額が20.0億円増加するため、16.4億円増加した平成30年度と比べると、さらに3.6億円の増加となります。

(単位：億円)

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
16.8	20.6	25.9	30.0	31.6	42.2
3.3	1.4	2.6	3.9	1.6	4.6
1.3	2.7	4.1	5.6	7.1	8.7
0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0
5.0	4.4	3.7	3.5	1.3	2.6
0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1.4	2.7	3.0	2.9	4.7	6.2
1.8	3.7	4.7	5.2	7.6	9.9
0.1	0.3	0.5	0.6	0.8	1.0
0.2	0.7	1.3	1.8	1.9	2.3
3.0	4.0	4.4	4.7	4.7	4.9
△ 0.4	△ 0.6	△ 6.1	△ 17.3	△ 14.4	△ 13.7
△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
3.6	4.1	0.0	△ 11.5	△ 8.1	△ 7.9
△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.0	△ 0.3	0.1
0.0	0.0	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
△ 0.2	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6
△ 3.0	△ 4.1	△ 4.2	△ 4.2	△ 4.4	△ 4.4
16.4	20.0	19.8	12.7	17.2	28.5

(3) 平成 35 年度までの財政見通しの総括

前ページ表 6 の結果から、平成 30 年度以降は、いずれの年度も平成 29 年度と比較してさらに財源不足額が増加すると予測されます。

平成 26～29 年度の推計で、平成 29 年度の実質的な財源不足額は 39 億円 (P32 表 5 D 欄) と見込んでいますので、これに各年度でさらに増加する財源不足額 (表 6) を加えた実質的な財源不足額は、表 7 C 欄のとおりです。

平成 30 年度では、平成 29 年度と比較して財源不足額が 16.4 億円増加するため、財源不足額は 55.4 億円 (39.0 億円+16.4 億円) となり、平成 35 年度では、今後 10 年間で最も多い 67.5 億円に増加することが予測されます。

表 7 平成 30 年度以降の実質的な財源不足額 (単位 億円)

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
A 平成29年度の財源不足額	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0
B 平成30年度以降、各年度でさらに増加する財源不足額 (表6 A+B欄)	0.0	16.4	20.0	19.8	12.7	17.2	28.5
C 実質的な財源不足額 (A-B)	△ 39.0	△ 55.4	△ 59.0	△ 58.8	△ 51.7	△ 56.2	△ 67.5

表 7 の結果から平成 35 年度までの財政見通しを分析すると、

- ① 平成 29 年度までの推計値と比べ、平成 30 年度以降は、35 年度までの全ての年度で財源不足額は増加する見込みです。
- ② 平成 33 年度で財源不足額はいったん減少局面となります。これは、芸術劇場関連の市債償還が完了することで、公債費 (通常債) が大きく減少するためです。
- ③ 平成 35 年度では、新ごみ処理施設にかかる市債償還が本格的に始まることや社会保障費の増加によって、実質的な財源不足額が大きく拡大します。

第3章 バランスの取れた財政運営のための財政運営方針と取り組み

第2章では、平成25年度当初予算を基準に、平成26年度から29年度までの4年間と、平成30～35年度までのその後の6年間の歳入歳出予算がどう推移するか、その収支を見込みました。

その結果、今後、財政運営上の対策を講じないまま現在の事業を継続した場合、いずれの年度においても平成25年度より財政収支は悪化するものと見込まれます。

本章では、こうした状況に対してどのように対応していくべきか、その財政運営の方針と、具体的な取り組みおよび目標値を定めます。

1 今後の財政運営の方針

第1章でみたとおり、本市はさまざまな事業の見直しなどにより、ここ数年間は単年度の収支不足が縮小傾向にあったものの、国保会計の財源不足に対する補てんなどで一般会計の単年度収支の赤字額は再び拡大する見込みです。

このため、引き続き財政規律を堅持するとともに、さらに行財政改革を進め、単年度の収支バランスの均衡を図る必要があります。

また、第2章でみたとおり市税収入の減少と社会保障費の増加は続いていくことが予測され、平成25年度と比べて財源不足額はますます拡大する見込みです。

現状のまま推移した場合、収支不足を補てんする財政調整基金等は平成29年度で枯渇してしまう見込みのため、基金の残高を確保することも必要です。

さらに、将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、自らの財源である市税収入を確保することや、社会保障費など将来も増加が見込まれる経費の抑制を図ることが重要です。

現在直面している課題の解決に向け、積極的な対策を講じる必要があります。

こうした観点から、以下の3項目を今後の財政運営の方針とし、安定した財政運営を行っていくために実行すべき具体的な取り組みを定めます。

◎財政運営方針1 単年度の収支バランスを改善する

◎財政運営方針2 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する

◎財政運営方針3 将来負担の抑制と将来収入の増加を図る投資を行う

2 財政運営方針 1「単年度の収支バランスを改善する」ための取り組みと数値目標

今後4年間の財政収支見込みでは、平成25年度予算と比べて収支バランスは悪化するものと予測されます。

また、その後の平成35年度までの6年間でも、平成29年度推計値と比べてさらに単年度の収支バランスが悪化する見込みです。

まずは、悪化する見込みの単年度収支バランスの改善に取り組みます。

(1) 取り組みと数値目標

① 「事務事業等の総点検」による財源不足額の削減

＝数値目標＝

今後予測される財源不足額を削減するため、平成29年度（当初予算）までに、合計24億円以上の歳出の削減、歳入の増加（一般財源）を図ります。

「事務事業等の総点検」とは市の事業や執行体制などを点検し、見直しを行うことで経費の削減や収入の増加を図る取り組みです。

第2章でみた、平成25年度と比較した今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み（30・31ページ）では、市税収入の減少や社会保障費の増加などで財源不足額が拡大します。

人員の削減や事務の効率化、事業の見直し、収入の増加につながる新たな取り組みを実施し、可能な限り財源不足の削減を図ります。

表8 事務事業等の総点検による財源不足削減額（当初予算）

（単位 億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
数値目標	10.9	6.4	3.4	3.8	24.5

*平成26年度当初予算における実行額は10.9億円

表9 【参考】前計画における事務事業等の総点検による財源不足削減額（当初予算）

（単位 億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
実績	14.4	7.2	4.3	25.9

② 新規債発行比率の設定（市債借入の抑制）

（ア）一般会計 通常債

＝数値目標＝

建設事業などに係る市債（通常債）の借入額を、平成 26～29 年度までの 4 年間平均（当初予算）で、元金償還額の 90%以下に抑制します。
（新規債発行比率 90%以下）

$$\text{通常債 新規債発行比率} = \frac{\text{通常債 借入額}}{\text{通常債 元金償還額}} \times 100$$

道路や学校の建設などを行う場合に借り入れる通常債の額を、すでに借りている市債の元金償還額の範囲内に抑え、将来支払う公債費の負担軽減を図ります。

平成 26 年度から新たなごみ処理施設の建設が本格化するほか、公共施設マネジメントの観点から既存施設の老朽化の対応などで通常債を借り入れる必要性は高まりますが、必要な投資と将来の財政負担とのバランスを図りながら、出来る限り通常債の借入額を抑制します。

仮に、平成 35 年度まで借入の抑制（90%）を継続すると、平成 35 年度での公債費は、第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み（新規債発行比率 100%）」に比べて、単年度で約 3.4 億円削減することができます。

表 10 新規債発行比率（一般会計 通常債）の目標（当初予算）

（単位 %）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均
数値目標	85.0%	95.0%	80.0%	100.0%	90.0%

*平成 26 年度当初予算における新規債発行比率（一般会計 通常債）は 84.9%

表 11 【参考】新規債発行比率（一般会計 通常債）の推移（当初予算）

（単位 %）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
実績	99.8%	89.9%	79.9%	89.9%

(イ) 臨時財政対策債

＝数値目標＝
 平成 26～29 年度までの各年度（当初予算）の臨時財政対策債の借入額を、
 国から示される発行可能額未満（100%未満）に抑制します。
 （新規債発行比率 100%未満）

$$\text{臨時財政対策債 新規債発行比率} = \frac{\text{臨時財政対策債 借入額}}{\text{臨時財政対策債 発行可能額}} \times 100$$

臨時財政対策債は、国の財源不足のために地方交付税の全額が現金で交付されず、不足額を地方がいったん市債（借金）で補う振替制度です。

通常の市民サービスに影響を及ぼさない範囲で借入を抑制し、前ページの通常債と同様に、将来の公債費の負担軽減を図ります。

また、臨時財政対策債の償還額は、翌年度以降、国から地方交付税に上乗せして補てんされ、仮に発行可能額の全額を借りない場合でも、全額借りたものとみなして地方交付税に上乗せされます。

ある年度で借入を抑制すればその年度の収入は減りますが、翌年度以降は償還費よりも多く地方交付税に上乗せされるので、実質的に将来の市民サービスの財源確保につながります。

仮に、各年度の借入額を発行可能額の 99%に抑制（単年度約 0.8 億円の借入を抑制）できれば、平成 35 年度（単年度）の地方交付税では約 0.2 億円の実質的な増収効果が得られます。

表 12 新規債発行比率（臨時財政対策債）の目標（当初予算）（単位 %）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
数値目標	100%未満	100%未満	100%未満	100%未満

*平成 26 年度当初予算における新規債発行比率（臨時財政対策債）は 99.0%

表 13 【参考】新規債発行比率（臨時財政対策債）の推移（当初予算）（単位 %）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	98.0%	98.0%	98.0%

(ウ) 一般会計繰出し対象企業債（下水道事業）

＝数値目標＝
建設事業などに係る企業債（下水道事業）の借入額を、平成 26～29 年度までの 4 年間平均（当初予算）で、減価償却費[※]の 80%以下に抑制します。（新規債発行比率 80%以下）

$$\text{下水道企業債 新規債発行比率} = \frac{\text{企業債 借入額}}{\text{減価償却費}^{\ast}} \times 100$$

下水道事業会計において、施設や設備を現状維持していく場合は、減価償却費の 100%の建設投資（企業債の借入れ）が必要になります。

また、近年はこうした投資に加え、災害対策のための投資の必要性も高まっています。

今後も、これらの必要な投資は行っていますが、現在の施設・機械設備の徹底的な長寿命化に取り組むことで借入を抑制し、将来負担の軽減を図ります。

下水道事業で借りた企業債の一部は、一般会計の負担で償還していますので、仮に、平成 35 年度まで借入の抑制（80%以下）を継続すると、平成 35 年度での下水道事業会計に対する一般会計の負担額は、第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み（新規債発行比率 100%）」に比べて、単年度で約 0.9 億円削減することができます。

表 14 新規債発行比率（一般会計繰出し対象企業債（下水道事業））の目標（当初予算）（単位 %）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均
数値目標	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

※平成 26 年度当初予算における新規債発行比率（一般会計繰出し対象企業債（下水道事業））は 77.1%

表 15 【参考】新規債発行比率（一般会計繰出し対象企業債（下水道事業））の推移（当初予算）（単位 %）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
実績	59.7%	65.3%	58.8%	61.2%

※下水道の施設や設備は長年にわたって使用するため、企業会計では整備費用の全額を整備した年度の費用とはせず、分割して各年度の費用とします。この費用を減価償却費と言います。平成 26 年度から企業会計の会計制度が見直されますが、減価償却費は、国庫補助金等充当分を除く従来の算出方法で計算しています。

③ 市債残高の削減（全会計）

＝数値目標＝

平成26～29年度までの各年度決算での市債残高（全会計）は、3,000億円未満を維持します。

前財政基本計画では、平成21年度決算で3,079億円あった市債残高を、平成25年度決算までに3,000億円未満に減少させることを目標に、借入の抑制に取り組んできました。

その結果、表16のとおり全会計の市債残高は減少傾向にあります。

ただ、今後は新たなごみ処理施設の建設や既存施設の老朽化対策など、建設事業等のために借りる通常債の必要性が高まっているほか、現在も増加傾向にある臨時財政対策債の借入額は、国の状況によって今後も増加する可能性があります。

こうした状況であっても、借入の抑制を図る新規債発行比率^{*}について定めた目標の達成を図り、本計画の終了年度である平成29年度時点でも、市債残高は3,000億円未満を維持するよう取り組みます。

表16 市債残高（全会計）の目標（決算）

（単位 億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度 （見込み）	平成26～29年度 （目標）
全会計の市債残高	3,004	2,978	2,965	3,000億円未満
うち一般会計 （通常債）	1,053	1,035	1,022	
うち一般会計 （臨時財政対策債等）	629	663	701	
うち企業会計等	1,323	1,280	1,242	

*1 平成25年度は平成25年度補正後予算での残高見込みです。

*2 端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※一般会計 通常債は 41 ページ、臨時財政対策債は 42 ページ、一般会計繰出し対象企業債(下水道事業)は 43 ページに掲載しています。また、市債残高の推移は 22・23 ページに掲載しています。

④ 滞納対策の推進

＝数値目標＝

平成 26～29 年度までの各年度決算での市税（特別土地保有税を除く）徴収率を、
現年度調定分※¹は 98.7%以上、滞納繰越分※²は 23.9%以上に向上させます。

市が徴収している市税や各種料金にはさまざまな種類のものがありますが、本計画においては、特に一般会計の収支に大きな影響を与える市税収入の徴収率に数値目標を設定し、収入の増加と滞納額の削減を図ります。

仮に、市税（特別土地保有税を除く）の徴収率を向上させることができた場合、第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べて、各年度約 0.9 億円増収することができます。

表 17 市税徴収率の目標（決算）

（単位 %）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
数値目標	現年度調定分	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%
	滞納繰越分	23.9%	23.9%	23.9%	23.9%

* 特別土地保有税を除く。

表 18 【参考】市税徴収率の推移（決算）

（単位 %）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度 （見込み）
実績	現年度調定分	98.5%	98.6%	98.6%
	滞納繰越分	22.0%	23.8%	23.8%

* 特別土地保有税を除く。なお、平成25年度は決算見込み。

※1 現年度調定分とは、市税のうち、その年度に課税した分のことを言います。

※2 滞納繰越分とは、市税のうち、その年度より前に課税したものが未納になっている分のことを言います。

3 財政運営方針 2「今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する」ための取り組みと数値目標

各年度で生じる財源不足額は基金の取崩しにより補てんしてきて、このままでは平成 29 年度で基金が枯渇してしまう可能性があります。

計画の最終年度である平成 29 年度決算時点で、将来にわたって安定した財政運営に必要な財政調整基金等の残高の確保を図ります。

(1) 取り組みと数値目標

① 未利用地の売却による財源確保

＝数値目標＝

平成 29 年度決算までに未利用地を 20 億円以上売却します。

統合した学校の跡地など、市には今後の使用目的のない土地（未利用地）があります。

この未利用地の売却を積極的に進め、売却により得た収入を基金に積み立てることで基金残高を確保します。

② 土地開発基金の廃止による財源確保

＝数値目標＝

平成 29 年度決算までに土地開発基金を廃止して、財政調整基金等へ 5 億円を積み立てます。

土地開発基金とは、急速な社会経済の発展によって事業に必要な用地の取得が困難であったことから、昭和 44 年に用地の先行取得を目的として全国的に設置された基金です。

しかし、現在では、インフラや施設が充足してきたことなどから、用地の先行取得は大幅に減少しています。

今後の活用も見込まれないため、休眠財産を行政サービスに有効に活用できるように、土地開発基金を廃止して財政調整基金等に積み立てます。

③ 基金残高の確保[※]

＝数値目標＝

平成 29 度決算で、財政調整基金等の残高を 90 億円以上確保します。

「事務事業等の総点検」による財源不足額の削減（P40）や、滞納対策の推進（P45）による収入の増加によって単年度収支の改善を図るとともに、未利用地の積極的な売却などで基金残高の確保を図ります。

これにより、平成 30 年度以降の財政運営の安定化に努めます。

※基金残高の推移は 16 ページに掲載しています。

4 財政運営方針3「将来負担の抑制と将来収入の増加を図る投資を行う」ための取り組みと数値目標

拡大が予測される財源不足に、これまでのように事業の見直しなどだけでは対応できなくなる可能性があります。

自らの財源である市税収入を確保し、先々見込まれる負担を抑制するため、積極的な投資を行い、対策を講じていきます。

(1) 将来の負担（経費）を抑制するための取り組みと数値目標

① 公共施設マネジメントの推進

＝数値目標＝

公共施設等の維持改修のための予算^{*1}を、平成26～29年度までの4年間合計（当初予算）で100億円以上確保します。

学校や市営住宅、図書館などの公共施設のうち、6割近くの施設が建築からすでに30年以上経過しています。

これらの施設を現状のまま維持していくためには、今後40年間（平成64年度まで）で建替えや改修などに約3,352億円が必要と試算しています。

将来かかる多額な費用を抑制するため、平成26年度に「横須賀市施設配置適正化計画」を策定し、将来人口を踏まえた施設の必要量や最適な配置の実現を目指すこととしています。

平成27年度以降は「横須賀市施設配置適正化計画」に基づき、施設の統廃合や民間施設の活用などで施設総量の縮減を図る予定です。

本計画では、計画期間（平成26～29年度）中の維持改修に係る予算を確保し、当面、継続して使用する施設の積極的な改修に取り組みます。

表19 公共施設等の維持改修のための予算の目標（当初予算）

（単位 億円）

	平成25年度 （参考）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
数値目標	21.6	25.0	25.0	25.0	25.0	100.0

*平成26年度当初予算における公共施設等の維持改修のための予算は28.3億円

なお、これらの維持改修にかかる工事を市内事業者に発注することで、同時に(2)①(ア)で掲げる「市内経済活性化のための予算の確保」(P52)の目標達成も図ります。

(参考)

「横須賀市公共施設マネジメント白書」では、施設を維持していくための対策として、人口規模などに合わせ施設面積を縮減するとともに、維持改修を行う経費や、建替えなどを行う投資的経費を、現在よりも増額する必要性が指摘されています。

公共施設に係る維持補修費と投資的経費を合わせた経費^{※2}は、平成25年度当初予算では58.7億円です。

平成26年度から本格化する新ごみ処理施設の建設や、すでに事業に着手している行政センターの建替えなどを計画的に進めることに加え、前ページの維持改修経費の目標を達成することで、本計画期間(平成26~29年度)では、維持補修費と投資的経費を合わせた経費も、これまでより増額していきます。

平成25年度予算	58.7億円	×	4年	=	234.8億円
平成29年度までの4年間の目標額				=	270.0億円
	増		加		額
				=	35.2億円

※1 公共施設等の維持改修のための予算とは、公共施設等に係る一般会計の維持補修費です。(南処理工場等の新ごみ処理施設の建設に伴い廃止が見込まれる施設を除く)

※2 ※1に、①南処理工場等の新ごみ処理施設の建設に伴い廃止が見込まれる施設の維持補修費、②一般会計の普通建設事業費、③病院事業会計および公園墓地特別会計の施設改良等事業費を加えた経費です。

② 「横須賀市特別会計国民健康保険費 財政健全化計画」の推進

＝数値目標＝

特別会計国民健康保険費の財政健全化に向け、医療費を抑制させる取り組みの充実に必要な人員確保のための予算*を、平成 26～29 年度までの 4 年間合計（当初予算）で 2 億円増額します。

国保会計は、主に加入者の保険料と国・県からの補助金等により運営していますが、これらの収入だけでは収支不足が生じるため、一般会計からの繰出しで補てんしている状況です。

国保会計の収支状況を改善するため、本計画とは別に「横須賀市特別会計国民健康保険費 財政健全化計画」を策定し、平成 26 年度から国保財政の健全化への取り組みを開始します。

誰もが生涯を現役で過ごすことができるよう、保健指導の強化・充実を図るため、平成 25 年度に比べて保健師などを増員（7 人）するための予算を確保します。

これにより医療費を抑制し、国保財政の健全化を図るとともに、将来の一般会計の負担を抑制します。

平成 25 年度 予算 2.9 億円	×	4 年	=	11.6 億円
平成 29 年度 までの 4 年間の 目標額			=	13.6 億円
増	加	額	=	2.0 億円

表 20 医療費を抑制させる取り組みの充実に必要な人員確保のための予算の目標（当初予算）（単位 億円）

	平成25年度 (参考)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
数値目標	2.9	3.4	3.4	3.4	3.4	13.6

*平成 26 年度当初予算における医療費を抑制させる取り組みの充実に必要な人員確保のための予算は 3.4 億円

※医療費を抑制させる取り組みの充実に必要な人員確保のための予算とは、国保会計の職員給与費にかかる一般会計からの繰出金のことです。国保会計の運営のために必要な人件費や事務費は、一般会計から支出（繰出し）することが定められています。

③ 生涯現役社会の実現に向けた取り組みの強化

本市の平均寿命は県内 19 市の中で最も短く ※¹、国保の加入者一人あたりにかかる医療費は県内 19 市の中で最も高い ※²状況となっていて、このことは本市の社会保障費が増加する要因の一つとなっています。

誰もが生涯を通じて健康で活躍できる生涯現役社会を実現するため、効果が学術的に証明されているラジオ体操やウォーキングを中心とした健康増進、介護予防など、すそ野の広い取り組みを充実します。

また、将来の社会保障費の抑制を図るため、特定健診や生活習慣の改善に向けた取り組みも強化します。

※1 厚生労働省「平成 22 年市区町村別生命表の概況」より。

※2 神奈川県「平成 23 年度国民健康保険事業状況」より。

④ 省エネルギー化の促進

施設や設備の改修等において、照明設備のLED化や省電力タイプの空調設備への改修などで光熱水費をはじめとする維持管理経費の縮減を図ることができる場合は、積極的に改修を進めて将来負担の抑制を図ります。

⑤ 受益者負担の適正化

税負担と受益者負担のあり方を検証し、適正な負担割合に基づく使用料等の設定を行っていきます。

(2) 将来の収入を増加させるための取り組みと数値目標

① 市内経済の活性化

(ア) 経済対策関係予算の確保

＝数値目標＝

市内経済の活性化のための予算^{※1}を、平成26～29年度までの4年間合計(当初予算)で330億円以上確保します。

将来の税収確保につなげるため、この4年間では積極的に経済対策関係予算を確保し、地域経済の活性化に取り組みます。

また、公共施設マネジメント^{※2}により、公共施設の計画的な維持改修を進めるために増加する工事等は、出来る限り市内事業者へ発注することで、市内経済の活性化も進めます。

表21 市内経済の活性化のための予算の目標(当初予算)

(単位 億円)

	平成25年度 (参考)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
数値目標	80.3	82.5	82.5	82.5	82.5	330.0

*平成26年度当初予算における市内経済活性化のための予算は85.5億円

※1 市内経済の活性化のための予算とは、①人件費を除く商工費、②農業振興費、③水産業振興費、④ごみ処理に係る経費を除く維持補修費、⑤市街地再開発事業費の合計です。

※2 「(1)①公共施設マネジメントの推進」については48・49ページに掲載しています。

(イ) 市内の事業者に対する優先調達と優先発注の推進

市内経済の活性化を図るため、市が物品を調達したり、工事の発注などを行う場合は、これまで以上に市内の事業者を優先していきます。

また、市から補助金の交付を受けた民間事業者などが物品調達や工事発注などを行う場合も、市が行う場合と同様に、市内の事業者を優先してもらうような取り組みを進めます。

併せて、米軍・自衛隊等が物品調達や工事発注する場合も、市内の事業者の受注が拡大するよう仕組みづくりを進めていきます。

② 集客促進、定住促進、企業誘致の促進

これまでも行ってきた集客促進の取り組みをさらに強化するとともに、新たに市内消費を呼び込む取り組みを行っていきます。

同時に、子育て、教育、福祉など、第2次実施計画事業を中心とした様々な施策を同時に推し進めることで総合的な定住促進を図り、特に都市活力の源泉となる子育て世代に選ばれるまちづくりに取り組みます。

また、定住人口の増加、雇用確保に大きな効果がある企業誘致活動を推進し、人々そして企業が集まるまちづくりを進め、将来の市税収入の増加につなげていきます。

③ 基金の再編

本市には、財政調整基金等以外にも特定の事業（目的）のために設置している様々な基金（貯金）があります。

事業の財源確保のため、基金を運用して利子を得てきましたが、近年では低金利が続き、こうした運用益が少なくなっています。

一方では、基金の設置目的にご賛同いただいた市民や団体から毎年多くの寄附をいただき、基金へ積み立てて事業の財源として活用しています。

今までのように運用で利子を得るという活用から、今後は市民の皆さんが共感できる使い道をしっかりと示したうえで、寄附の受け皿として積極的に活用していくことを目指し、平成27年度予算までに基金の再編に取り組みます。

④ 広告収入の拡充

市が持つ資産を出来る限り有効に活用するため、これまでホームページや印刷物、庁舎壁面などを活用した広告事業に取り組んできました。

引き続き広告事業のさらなる拡大に向けて取り組みます。

⑤ 地方に必要な財源確保のための国への働きかけの強化

地方自治体が自立した財政運営を行っていくためには地方交付税のあり方の見直しや、必要な税財源を確保できるよう抜本的な制度改正が必要です。

これまでも関係機関と連携しながらあらゆる機会を通じて国へ働きかけてきましたが、引き続き国に対して、地方に必要な税財源の確保を強く求めています。

5 参考指標

以下に記述する財政指標は、市の歳入に対する歳出の割合を表す指標です。いずれも本市財政の健全性をチェックするためには有効な指標ですが、景気の動向や国の制度改正によって大きく変動する歳入の影響により、その数値が大きく変動するため、目標として設定するには適さない側面を持ち合わせています。(例えば、歳入の変動によって、歳出においてその削減目標を達成したとしても指標は改善されなかったり、また、削減目標を達成できなくても指標は改善される場合があります。)

そこで、本計画では、以下に記述する3つの指標を「参考指標」として位置づけ、それぞれの数値に本市財政の健全性を判断する上での目安を設定し、今後の推移をフォローしていくこととします。

① 経常収支比率

=数値の目安= 平成29年度決算数値 97.5%以下

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年経常にかかる経費のうち、使い道の自由な収入を使って支払う経費}}{\text{毎年経常的に収入される使い道の自由な収入}} \times 100$$

経常収支比率とは、市税のように毎年経常的に収入される使い道の自由な収入を、人件費や社会保障費のように毎年経常にかかる経費にどのくらい使っているかを示す指標です。

全体の収入に限りがある中で、経常的にかかる経費が増加していくと経常収支比率も上昇していくこととなりますので、財政の硬直度を表す指標として活用します。

経常的な経費は社会保障費の増加に伴い増えることが予測されますが、「事務事業等の総点検」などで分子となる経費を削減するとともに、滞納対策の推進で分母となる収入を増加させ、出来る限りの改善を図ります。

平成29年度決算時点で97.5%以下に抑制することを健全化の目安とします。

表22 【参考】経常収支比率の推移（決算）

（単位：%）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実績	95.8%	97.3%	95.4%	95.7%	96.0%

② 総人件費比率

=数値の目安= 平成29年度決算数値 31.0%以下

$$\text{総人件費比率} = \frac{\text{総人件費}^{\ast}}{\text{市税} + \text{地方交付税等 (臨時財政対策債等含む)}} \times 100$$

総人件費比率は、本市で働く正規職員、非常勤職員および賃金職員に支払う人件費（退職手当を除く）が、基幹的な歳入の中心となる市税と地方交付税等（臨時財政対策債等含む）に占める割合を表します。

正規職員だけでなく、非常勤職員や賃金職員も含めた市全体の人件費（総人件費）の透明化を図り、「人」にかかっているコストの把握、適正化に努めていきます。

業務の効率化、事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等により、人件費の抑制を行う一方、社会経済の動向、市民ニーズの変化等、新たな行政需要の増加に対し適切に職員を配置し、人件費の適正化に努めます。

平成29年度決算時点で31.0%以下とすることを健全化の目安とします。

表23 【参考】総人件費比率の推移（決算）

（単位 %）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実績	32.2%	31.7%	31.7%	31.0%	30.5%

※総人件費＝退職手当を除く正規職員給与費＋非常勤職員報酬＋臨時職員賃金

③ 公債費比率

=数値の目安= 平成29年度決算数値 11.5%以下

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{市債の返済額（一般財源）} - \text{地方交付税に上乗せされた市債の返済額}}{\text{市税} + \text{地方交付税（臨時財政対策債等含む）} - \text{地方交付税に上乗せされた市債の返済額}} \times 100$$

その年の市債の返済額が、市税と地方交付税等（臨時財政対策債等含む）に占める割合を表します。

収入に占める返済の負担割合が高くなると、公債費比率は上昇します。これは自由に使えるお金のうち、借金返済に充てる割合が増加していることを意味しています。

なお、臨時財政対策債等、本来国から交付されるべき財源の振替として借り入れた市債の返済に要する額は、地方交付税に上乗せされているため、計算からは除きます。

新規債発行比率の設定による借入の抑制などにより公債費の削減を図り、出来る限りの改善を図ります。

平成29年度決算時点で11.5%以下に抑制することを健全化の目安とします。

表24 【参考】公債費比率の推移（決算）

（単位 %）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実績	11.7%	11.9%	11.2%	10.9%	10.9%

第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」を基に、第3章では今後の財政運営の方針と、方針を実現するための具体的取り組みと目標を設定しました。

本章では、第3章で設定した数値目標を達成した場合に、第2章の将来の財政収支見込みがどのように改善するかを再度推計します。

1 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み

第2章では、今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業を継続していった場合の財源不足がどうなるのかを推計しました。

その結果、平成26～29年度のいずれの年度も、平成25年度当初予算に比べ単年度の財源不足が拡大し、財政調整基金等の残高は、平成29年度で枯渇してしまう（P32表5）見込みとなりました。

この推計を基に、第3章では、収支を改善するためのさまざまな取り組みと具体的な数値目標を設定しました。

これらの目標を達成することで、まずは平成26～29年度の4年間で単年度の収支バランスと財政調整基金等残高がどのように改善するかを推計します。

（1）単年度収支バランスの改善

表25A欄のとおり、平成26～29年度のいずれの年度も、平成25年度当初予算に比べ単年度の財源不足が拡大し、平成29年度では82億円の財源不足額が生じる見込みです。

しかし、表25B欄にあるように、第3章の財政運営方針1（P40～45）で掲げた数値目標（「事務事業等の総点検」による財源不足額の削減、滞納対策の推進など）を達成することで、各年度の財源不足額は表25C欄にまで改善され、平成29年度での財源不足額は56億円に改善される見込みとなります。

表 25 当初予算での財源不足額（基金取崩額）の比較

（単位 億円）

	平成25年度	将来推計			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【現状のまま推移した場合】 当初予算での財源不足額（取崩額） A	△ 58	△ 69	△ 82	△ 79	△ 82
(財政運営方針1) 数値目標の達成効果 B		11	17	21	26
【数値目標達成後】 当初予算での財源不足額（取崩額） C = A + B	△ 58	△ 58	△ 65	△ 58	△ 56

※平成25年度の財源不足額は、土地の売払いによる臨時的な収入約8億円を除く。

※端数調整のため、差し引きが表示と合わない場合があります。

これにより、平成 29 年度で実際に基金の取崩しを行う額、つまり実質的な財源不足額は表 26 まで減少し、現状のまま推移した場合と比べて、39 億円から 13 億円に改善する見込みです。（図 17）

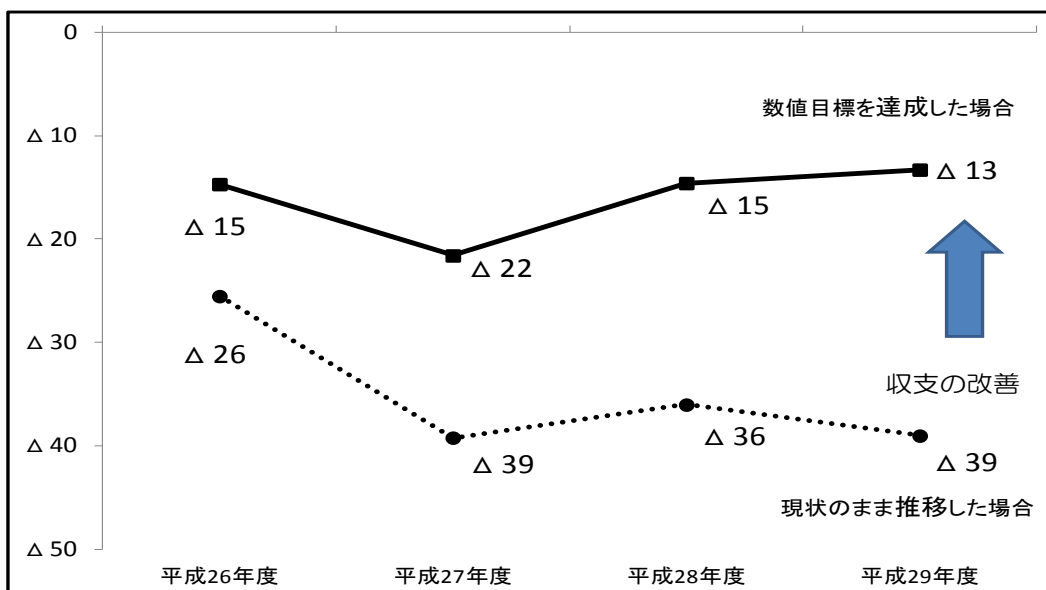
表 26 実質的な財源不足額（基金取崩額）の比較

（単位 億円）

【数値目標達成後】 実質的な財源不足額（取崩額）		△ 15	△ 22	△ 15	△ 13
-----------------------------	--	------	------	------	------

図 17 実質的な財源不足額（基金取崩額）の比較

（単位 億円）



(2) 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高の確保

単年度収支バランスの改善に伴い、基金残高見込みがどう改善されるか検証します。

第2章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、表27 ①欄のとおり、財政調整基金等残高は平成29年度で枯渇してしまう（マイナスとなってしまう）見込みとなりました。

しかし、(1)のとおり第3章で掲げた数値目標を達成することで、表27 ②欄のとおり、財政調整基金等の残高は、平成29年度末時点で69億円まで改善する見込みです。

これに加え、財政運営方針2（P46）で掲げた未利用地の売却などの目標を達成することによって、財政調整基金等の残高がさらに25億円増加することになれば、表27 ③欄のとおり、平成29年度末で94億円の残高を確保することができます。（P61 図18）

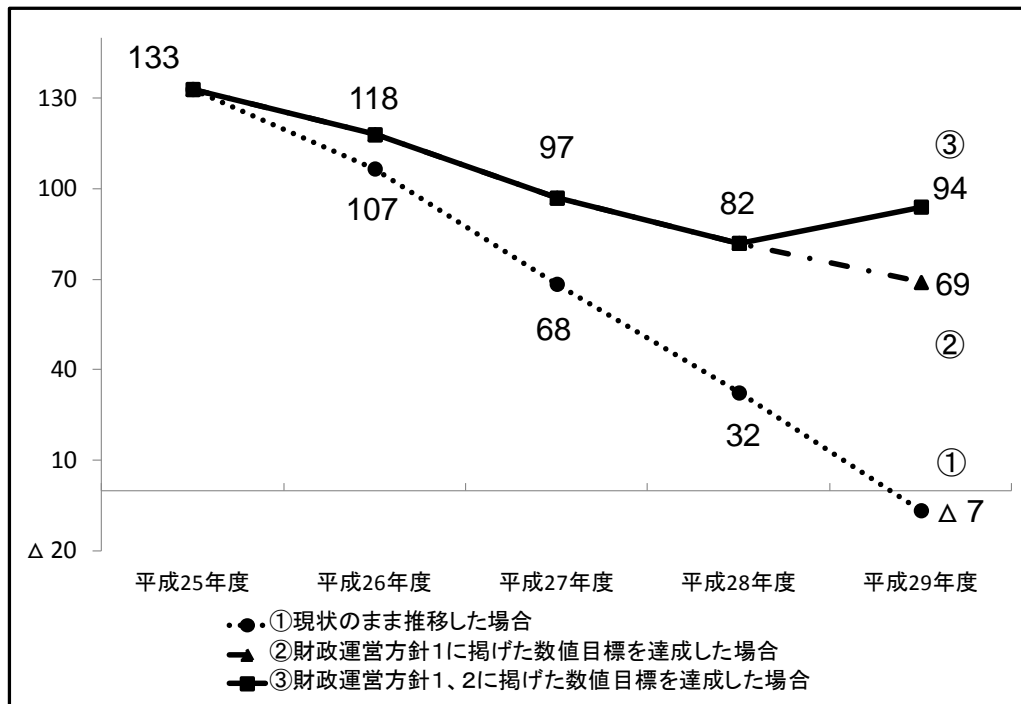
表27 数値目標を達成した場合の財政調整基金等の残高の比較 (単位 億円)

	現状	将来推計			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①現状のまま推移した場合 年度末基金残高 A	133	107	68	32	△7
②財政運営方針1に掲げた数値目標を達成した場合 年度末基金残高 B	133	118	97	82	69
(財政運営方針2)数値目標の達成効果 C		0	0	0	25
③財政運営方針1、2に掲げた数値目標を達成した場合 年度末基金残高 D = B + C	133	118	97	82	94

※端数調整のため、差し引きが表示と合わない場合があります。

図18 数値目標を達成した場合の財政調整基金等の残高の比較

(単位 億円)



2 中長期（平成 30～35 年度）の財政見通し

「事務事業等の総点検」による経費の削減や、滞納対策の推進による市税収入の増加など、短期間のうちに生じる収支の改善効果に加え、新規債発行比率の設定による借入の抑制など、取り組み効果が後年度になって表れる数値目標を達成することで、平成 30 年度以降の財政収支見通しや基金残高の見込みがどのように改善するかを推計します。

（1）目標を達成した場合の効果予測

① 「事務事業等の総点検」による経費の削減

事業の見直しによる経費の削減や収入の増加を図る取り組みを実施することで、今後 4 年間で平成 25 年度より拡大する財源不足額を 24 億円以上圧縮します。

この効果は平成 30 年度以降も継続し、平成 35 年度時点では 28.5 億円の財源不足を圧縮できるものと見込まれます。

② 新規債発行比率（一般会計通常債）の設定

平成 29 年度まで通常債の借入を元金償還額の 90%以内に抑制しますが、平成 30 年度以降も借入の抑制を継続することで、平成 35 年度での公債費（市債の返済額）は「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べ、3.4 億円削減できるものと見込まれます。

③ 新規債発行比率（臨時財政対策債）の設定

臨時財政対策債の借入を国から示される発行可能額の 100%未満に抑制します。

仮に、その率を発行可能額の 99%と設定（約 0.8 億円の借入を抑制）し、平成 30 年度以降も借入の抑制を継続することで、平成 35 年度の地方交付税等が実質 0.2 億円増額となる効果が得られます。

④ 一般会計繰出し対象企業債の発行抑制（下水道事業）

現在の施設・機械設備を概ね法定耐用年数の2倍程度使用することを目指して長寿命化を図り、新たな借入を減価償却費の80%以内に抑制します。

平成30年度以降も借入の抑制を継続することで、平成35年度での下水道事業会計に対する一般会計の負担額は、「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」と比べて0.9億円削減できるものと見込まれます。

⑤ 滞納対策の推進

市税の徴収率を向上させて収入の増加を図りますが、平成30年度以降も向上した徴収率を維持することで、平成35年度の市税収入は0.9億円増加できるものと見込まれます。

（2）効果額の推移（平成30～35年度）

（1）の①～⑤の目標を達成することで、表28のとおり収支改善効果が得られるものと見込まれます。

これらの取り組みの効果により、平成35年度時点では「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べ、単年度で33.9億円の収支が改善すると予測されます。

表28 数値目標を達成した場合の収支改善効果額

（単位 億円）

項目	H30	H31	H32	H33	H34	H35
①「事務事業等の総点検」による経費の削減	24.6	25.6	26.4	27.2	28.0	28.5
②新規債発行比率（一般会計通常債）の設定	1.6	2.2	2.9	3.0	3.1	3.4
③新規債発行比率（臨時財政対策債）の設定	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
④一般会計繰出し対象企業債の発行抑制（下水道事業）	0.5	0.5	0.6	0.8	0.8	0.9
⑤滞納対策の推進	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
収支改善効果額計	27.7	29.3	31.0	32.1	33.0	33.9

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

(3) 単年度の財源不足額の推移

表 29 は、第 2 章「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」の実質的な財源不足額（P38 表 7 C 欄）に前ページ（表 28）の収支改善効果額計を加味したものです。

「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」（表 29 A 欄）では、平成 35 年度に 67.5 億円と見込まれた財源不足額が、目標を達成することで 33.6 億円の財源不足額にまで改善される見通し（表 29 C 欄）となります。

ただし、依然として収支はマイナスであり、単年度の財源不足の完全な解消までには至りません。

表 29 改善効果を加味した場合の財源不足額の推移

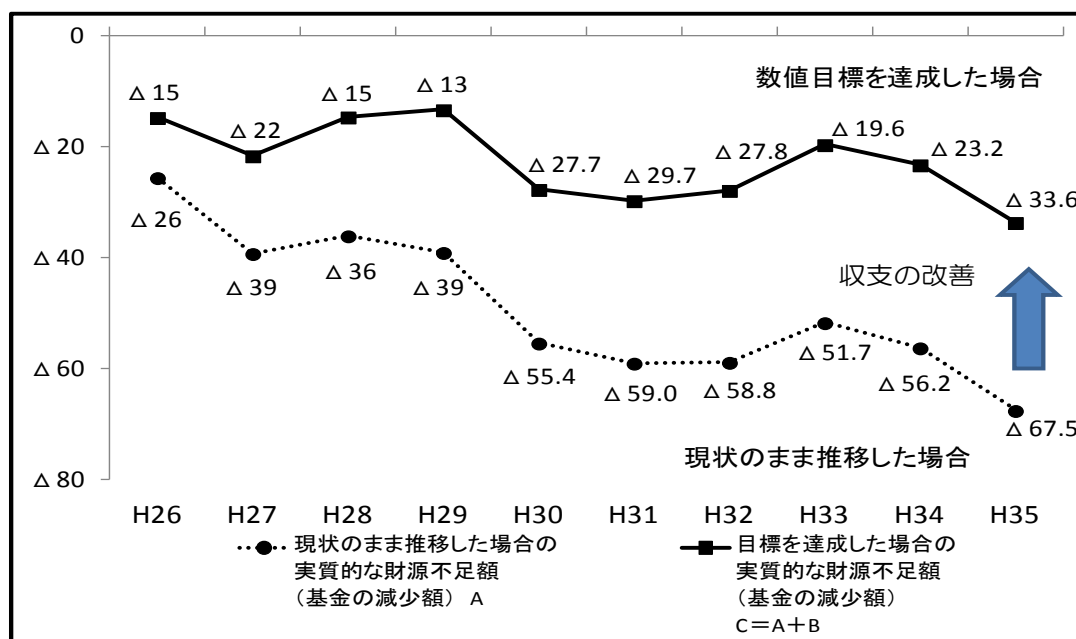
(単位 億円)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
現状のまま推移した場合の 実質的な財源不足額 (基金の減少額) A	△ 26	△ 39	△ 36	△ 39	△ 55.4	△ 59.0	△ 58.8	△ 51.7	△ 56.2	△ 67.5
収支改善効果額計 B	11	17	21	26	27.7	29.3	31.0	32.1	33.0	33.9
目標を達成した場合の 実質的な財源不足額 (基金の減少額) C=A+B	△ 15	△ 22	△ 15	△ 13	△ 27.7	△ 29.7	△ 27.8	△ 19.6	△ 23.2	△ 33.6

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

図 19 実質的な財源不足額（基金取崩額）の比較

(単位 億円)



(4) 財政調整基金等残高の見込み

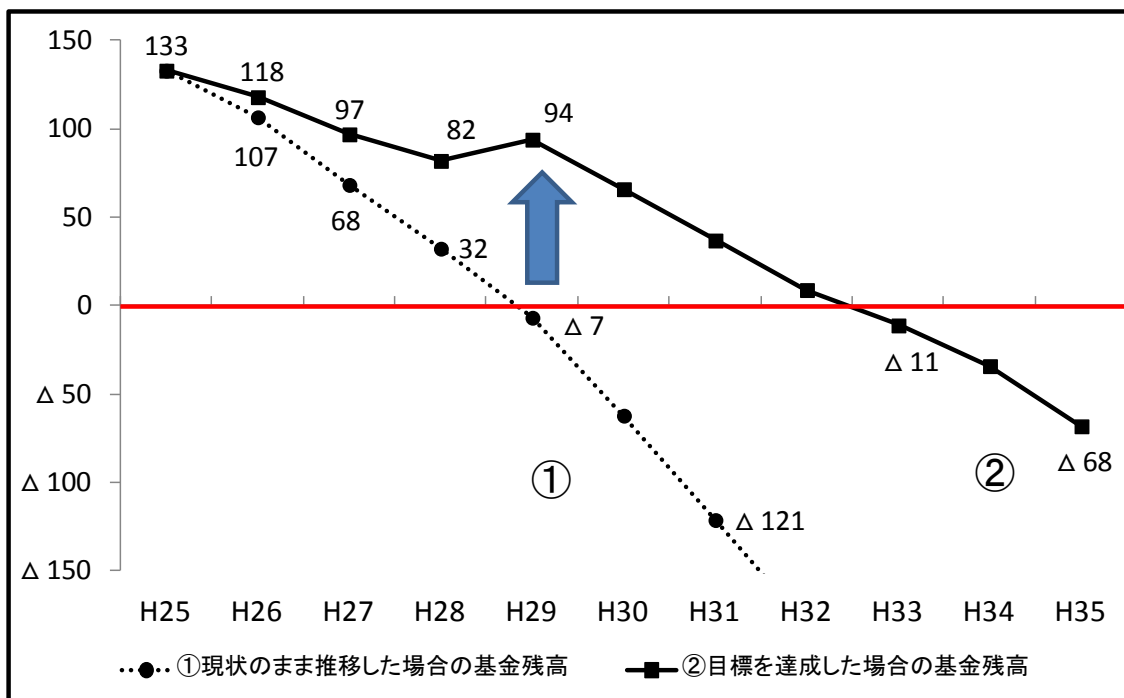
次に基金残高について推計します。

第2章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」では、財政調整基金等は平成29年度には枯渇してしまうという予測(図20①)となりましたが、数値目標の達成により単年度収支が改善し、財政調整基金等の減少は抑制される見込みです。

ただ、目標を達成した場合であっても、前ページの(3)で見たとおり単年度の財源不足は完全に解消されないため、平成33年度には基金が枯渇してしまう(残高がマイナスになる)ことが予測されます。(図20②)

図20 平成26年度以降の財政調整基金等残高の見込み

(単位 億円)



(5) さらなる事業見直しの必要性

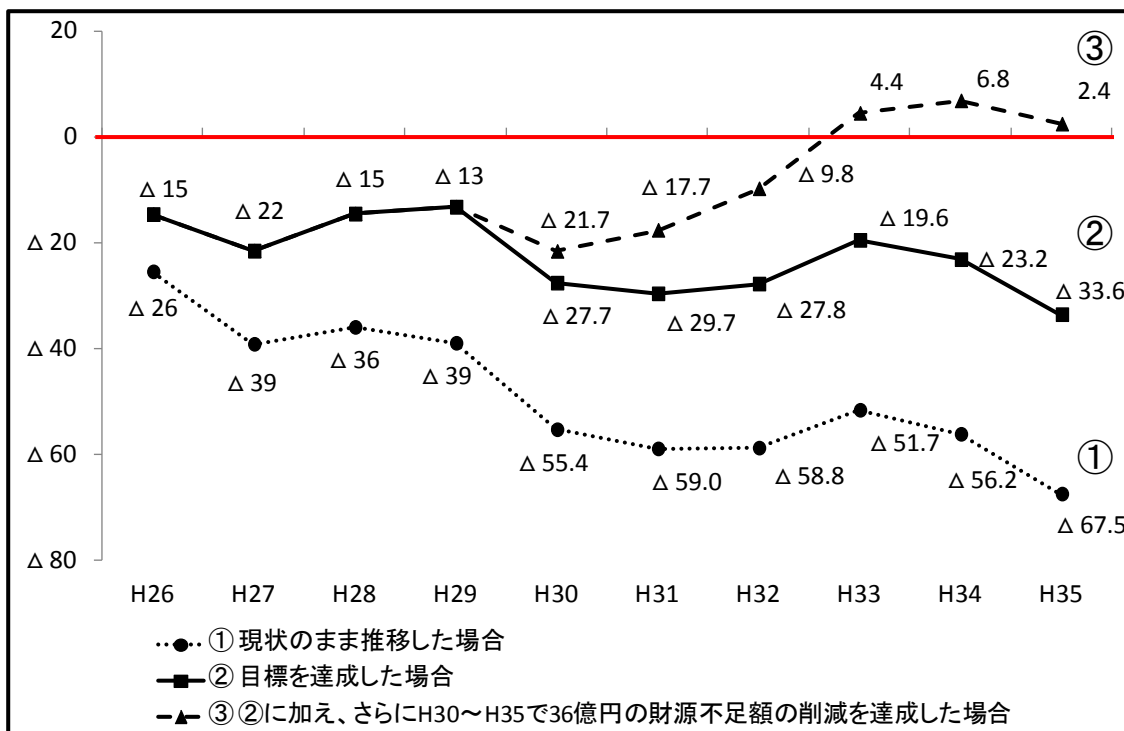
前ページ図 20 のとおり、目標を達成した場合でも単年度の収支バランスが改善されていないため、現状のままでは平成 33 年度には基金残高が枯渇してしまう可能性があります。

こうした事態を防ぐためには、本計画（平成 26～29 年度）の終了後も、財源不足額を削減するため、さらに事業の見直しに取り組み、引き続き単年度収支の改善と、基金残高の確保を図る必要があります。

62 ページからの数値目標を達成した場合、図 21①から②へ収支が改善されることが予測されます。

これに加えて本計画終了後の平成 30～35 年度の 6 年間に、本計画と同程度（単年度 6 億円）の財源不足額の削減を行うことができれば、単年度の財源不足額はさらに改善し、図 21③のとおり、平成 33 年度以降は収支が均衡した状態となります。

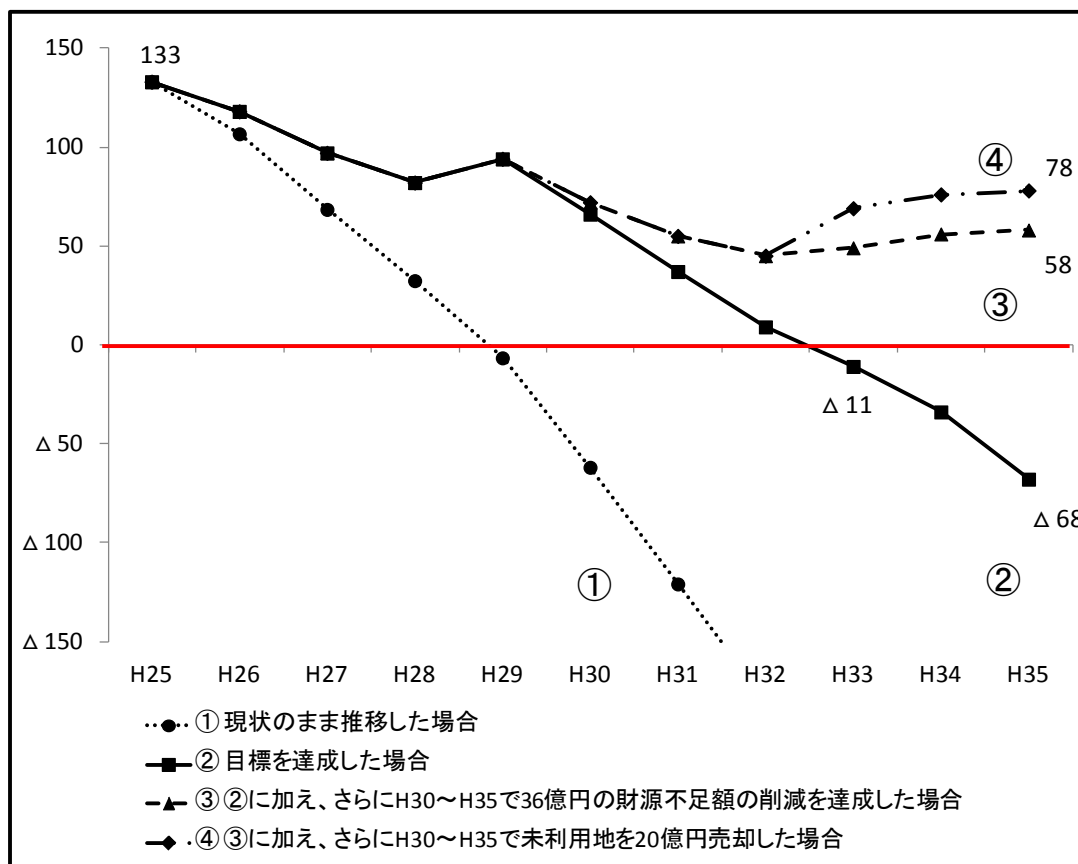
図 21 H30～35 でさらに 36 億円の歳出の削減等を行った場合の財源不足額の推移 (単位 億円)



その結果、平成 33 年度には枯渇する（図 22②）と予測された基金残高も、平成 35 年度まで、枯渇する事態には至りません（図 22③）。

また、さらに次期財政基本計画（平成 30～33 年度）の期間においても、未利用地の売却を本計画と同様に 20 億円行うことができれば、基金残高は図 22④のとおり推移し、なお一層の残高確保が可能となります。

図 22 平成 26 年度以降の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)



※H30～35の財源不足額の削減は、各年度均等（6億円ずつ）に行うと想定

※未利用地は、次期計画期間の最終年度（平成 33 年度）に一括売却すると想定

3 計画のまとめ

本市の財政は、市税や地方交付税等などの基幹的な歳入の減少と、高齢化の進展による社会保障費の増加によって、単年度の収支不足が解消できない状況にあります。

ここ数年間では、前財政基本計画に定めた取り組みや、地方交付税等の増加などにより、収支不足は縮小してきていたものの、平成 25 年度は国保会計の財源不足に対する繰出金の増額などで、収支不足は拡大する見込みです。

本計画では、①単年度の収支バランスを改善する、②今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する、③将来負担の抑制と将来収入の増加を図る投資を行う、という 3 つの財政運営方針に基づき、将来にわたって安定した財政運営を行っていくために実行すべき具体的な取り組みを定めました。

経費の削減を主とした行財政改革に加え、中長期的な視点に立って、市税収入の増加や、社会保障費の抑制などの課題の解決に積極的に取り組んでいきます。

これらの取り組みを実施し、設定した数値目標を達成することで平成 29 年度までの今後 4 年間については、単年度収支の改善と一定の基金残高の確保ができる見通しです。

ただ、人口推計によれば、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進み、これによる市税収入の減少と社会保障費の増加が予測されます。

このため、平成 30 年度以降は単年度の収支不足が再び拡大し、本計画の目標を達成したとしても、平成 33 年度には基金が枯渇して（残高がマイナスとなって）しまう可能性が見込まれます。

したがって、本計画期間が終了した後も単年度の収支バランスを改善するための新たな取り組みが必要となります。

本計画で将来の財政予測を行うにあたっては、出来る限り客観的なデータに基づくことを原則としました。

景気の先行きを見通すことは難しく、景気の変動による市税収入への影響は定かではありません。

また、今後、国は消費税をはじめ、介護保険制度や国民健康保険制度、子ども子育て支援法といった大きな制度改正を検討していて、現時点でその改正に伴う財政的な影響を見込むことは困難です。

社会情勢の変動や国の制度改正により、将来の財政予測が大きく変動する際には、計画期間中であっても迅速に方針や目標数値を変更するなど柔軟な対応を図ることとし、当面は本計画に掲げた数値目標の着実な達成に取り組めます。

また、平成 30 年度以降も新たな財政基本計画を策定し、本計画に定めた運営方針、目標についての検証と終了時点での財政推計を行い、今後の財政運営の方針と数値目標を改めて設定して取り組んでいきます。

資料編

I 「第1章 現在の本市の財政状況」に関する資料

資料1 歳出決算額（性質別）の推移（P3 図1、P4 図2）

（単位：百万円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	32,779	31,761	30,571	30,178	30,004	30,154	30,975	28,956	28,374	29,331	27,910	28,326
投資的経費	23,261	23,937	14,188	15,807	17,913	12,757	11,917	10,762	10,015	9,787	12,632	11,811
公債費	16,944	16,913	16,901	16,479	18,008	16,432	16,453	16,366	16,929	16,955	16,477	16,595
社会保障費	19,548	21,512	23,634	25,661	27,424	29,398	30,391	31,485	33,926	39,524	41,299	42,561
他会計繰出し (社会保障系)	5,825	6,624	7,076	7,655	8,744	9,408	9,098	9,427	9,862	10,242	10,584	11,787
扶助費	13,723	14,888	16,558	18,006	18,680	19,989	21,292	22,059	24,065	29,282	30,715	30,774
物件費等	43,188	40,986	42,918	43,290	42,317	37,331	38,892	40,729	42,727	39,980	40,060	37,567
物件費	19,566	20,326	20,569	20,787	21,051	20,245	20,121	20,209	20,802	20,174	20,870	20,796
補助費等	6,282	7,469	8,124	15,838	15,956	11,780	13,571	12,337	13,260	12,772	11,713	11,591
積立金	4,416	248	232	416	78	145	84	2,761	1,054	787	2,941	660
その他	12,923	12,942	13,993	6,249	5,232	5,160	5,116	5,422	7,611	6,247	4,536	4,520
歳出合計	135,720	135,109	128,211	131,415	135,665	126,071	128,627	128,298	131,971	135,576	138,378	136,860

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成14年度の公債費は、借換債3,791百万円を除く。

※平成21年度の補助費等は、定額給付金に係る6,896百万円を除く。

資料2 社会保障費の推移（普通会計）（P6 図3、P7 図4）

（単位：百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24
社会保障費（法定費用）	23,239	25,230	30,966	32,590	33,205
生活保護費	6,549	7,521	8,183	8,621	9,090
高齢者福祉費	4,906	5,428	5,789	6,085	6,489
障害者福祉費	3,045	3,346	3,779	4,106	4,657
児童福祉費（児童手当除く）	4,936	5,109	5,290	5,473	5,533
児童手当	2,635	2,621	6,627	6,996	6,108
国保会計への繰出金	1,150	1,186	1,276	1,291	1,308
その他	18	18	22	18	20
社会保障費（法定外費用）	7,618	8,046	8,049	8,268	8,935
生活保護費					
高齢者福祉費	1,724	1,755	1,808	1,966	2,013
障害者福祉費	2,384	2,523	2,541	2,642	2,516
児童福祉費（児童手当除く）	1,138	1,441	1,442	1,529	1,590
児童手当					
国保繰出金	2,031	1,879	1,779	1,644	2,309
その他	341	448	479	486	506
社会保障費 合計	30,857	33,276	39,015	40,857	42,140
生活保護費	6,549	7,521	8,183	8,621	9,090
高齢者福祉費	6,630	7,183	7,597	8,051	8,502
障害者福祉費	5,429	5,868	6,320	6,747	7,173
児童福祉費（児童手当除く）	6,074	6,550	6,732	7,002	7,123
児童手当	2,635	2,621	6,627	6,996	6,108
国保繰出金	3,181	3,066	3,055	2,935	3,617
その他	359	466	501	504	526

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※法定費用は、扶助費のうち国が地方と共同責任をもつ国庫負担金事業分と、他会計繰出しのうち法定繰出金の合計額。

※法定外費用は、全体から法定費用を除いた額。

資料3 歳入決算額の推移 (P8 図5、P13 図8、P14 図9)

(単位：百万円)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①市税	69,807	67,470	64,299	66,309	63,086	64,486	66,385	67,601	65,120	63,560	62,706	62,045
②地方交付税等	15,156	18,929	19,696	16,137	15,239	14,722	12,978	12,701	15,123	19,034	20,108	21,381
地方交付税	13,336	13,053	12,650	11,090	8,064	11,177	6,288	9,688	9,988	12,210	13,143	13,435
臨時財政対策債	1,821	3,905	7,046	5,047	3,874	3,545	3,217	3,013	4,676	6,824	6,965	7,946
減収補てん債	0	1,971	0	0	3,300	0	3,473	0	459	0	0	0
③地方譲与税、 各種交付金等	7,193	5,482	5,843	7,095	7,814	9,679	6,461	5,648	5,496	5,374	5,137	5,089
④地方特例交付金	2,587	2,542	2,378	2,280	2,569	1,584	308	852	777	765	753	346
⑤減収補てん債	960	931	1,630	1,672	1,297	585	0	0	0	0	0	0
⑥基幹的な歳入 合計 (①+②+③+④+⑤)	95,703	95,355	93,846	93,492	90,005	91,057	86,131	86,801	86,516	88,734	88,704	88,860
⑦国庫支出金	12,971	11,862	12,285	12,610	14,003	11,178	11,312	13,140	14,832	19,197	20,334	20,078
⑧県支出金	3,044	2,682	3,259	2,718	3,257	3,522	4,602	5,176	5,298	5,701	6,425	5,789
⑨市債(通常債)	8,271	11,115	3,866	6,486	8,522	6,007	7,992	6,443	6,509	6,687	7,975	7,757
⑩国庫支出金・通常債 合計 (⑦+⑧+⑨)	24,286	25,660	19,409	21,813	25,782	20,707	23,905	24,758	26,638	31,585	34,734	33,624
⑪財政調整基金等繰入金	0	1,787	2,899	3,769	8,521	2,459	4,600	2,587	1,604	1,027	1,130	1,938
⑫その他	21,292	17,502	18,979	18,321	16,493	16,697	17,392	18,291	20,847	18,218	17,925	16,122
⑬その他の歳入 合計 (⑪+⑫)	21,292	19,289	21,878	22,090	25,014	19,156	21,992	20,878	22,451	19,244	19,055	18,061
歳入合計 (⑥+⑩+⑬)	141,282	140,303	135,133	137,395	140,801	130,920	132,029	132,437	135,605	139,563	142,493	140,545

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成14年度の市債(通常債)は、借換債3,791百万円を除く。

※平成21年度の国庫支出金は、定額給付金に係る6,896百万円を除く。

資料4 市税収入額の推移（P10 図6）

（単位：百万円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
普通税	62,014	59,164	56,894	59,059	55,906	57,833	59,763	60,955	58,576	57,009	56,139	55,727
個人市民税	22,721	22,351	21,187	20,313	20,633	22,444	26,834	26,861	26,207	24,337	23,578	24,172
法人市民税	7,909	5,681	5,506	8,642	5,530	7,290	4,841	6,299	4,924	5,010	5,000	5,151
固定資産税	28,152	28,035	26,940	26,901	26,711	25,025	25,003	24,848	24,614	24,547	24,354	23,237
市たばこ税	2,703	2,645	2,705	2,802	2,710	2,758	2,741	2,607	2,471	2,526	2,834	2,792
その他、軽自動車税等	529	452	556	402	322	317	344	340	360	589	372	375
法定目的税	7,793	8,306	7,406	7,250	7,180	6,653	6,621	6,645	6,544	6,551	6,567	6,318
事業所税	1,797	2,361	1,786	1,714	1,740	1,718	1,681	1,677	1,621	1,637	1,648	1,642
都市計画税	5,996	5,945	5,620	5,536	5,440	4,935	4,941	4,968	4,923	4,914	4,919	4,676
市税合計	69,807	67,470	64,299	66,309	63,086	64,486	66,385	67,601	65,120	63,560	62,706	62,045

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

資料5 市債年度別借入額・元金償還額（P20 図12、P21 図13）

（単位：百万円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
通常債	借入額 (A)	8,271	9,297	3,866	6,486	8,522	6,007	7,992	6,443	6,509	6,687	7,975	7,757
	元金償還額 (B)	9,799	9,954	10,281	10,755	10,622	10,597	11,016	9,866	10,130	9,934	9,436	9,553
	借入額－元金償還額 (A－B)	△ 1,527	△ 657	△ 6,415	△ 4,269	△ 2,100	△ 4,590	△ 3,024	△ 3,424	△ 3,621	△ 3,247	△ 1,461	△ 1,796
臨時財政対策債	借入額 (A)	2,781	6,807	8,676	6,718	8,472	4,131	6,689	3,013	5,135	6,824	6,965	7,946
	元金償還額 (B)	977	1,156	1,237	1,325	1,681	2,103	2,647	3,115	3,574	3,983	4,305	4,527
	借入額－元金償還額 (A－B)	1,804	5,651	7,439	5,393	6,790	2,027	4,042	△ 102	1,561	2,841	2,661	3,419

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成14年度では、償還期限が到来する市債を一旦返済して、引き続き同額を借り入れる制度である借換債（3,791百万円）の借入と償還、および、国が地方自治体に一旦市債として借りさせておいて、後年度に償還額を国庫補助金として交付する制度である特定資金公共事業債（1,818百万円）の借入を除く。

※平成15～18年度の各年度の通常債償還額（元金）には、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（200百万円）を除く。

※平成17年度では、平成14年度に借り入れた特定資金公共事業債（1,818百万円）の償還を除く。

資料6 市債残高の推移（P22 図14、P23 図15）

（単位：百万円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
一般会計	161,956	168,688	169,712	170,835	173,707	171,144	172,962	169,436	167,376	166,970	168,170	169,792
通常債	137,373	138,453	132,039	127,769	123,851	119,261	117,037	113,613	109,992	106,745	105,284	103,487
臨時財政対策債等	24,583	30,234	37,673	43,066	49,856	51,883	55,925	55,823	57,384	60,225	62,886	66,305
特別会計	12	36	548	601	650	716	776	808	841	879	929	1,082
母子寡婦福祉資金 貸付事業債	12	36	548	601	650	716	776	808	841	879	929	932
国民健康保険費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
企業会計	180,553	177,224	168,574	160,678	155,482	151,923	145,941	140,805	139,668	135,165	131,332	126,903
水道事業	41,591	39,482	37,233	34,681	32,932	30,743	28,695	25,456	24,467	23,106	22,220	21,274
下水道事業	122,860	122,458	119,519	115,733	111,419	109,151	107,848	106,309	103,483	100,975	99,107	96,624
病院事業	4,747	5,452	6,767	6,941	8,581	9,583	9,398	9,039	11,719	11,083	10,005	9,004
臨海土地造成事業	11,354	9,831	5,055	3,323	2,550	2,446	0	0	0	0	0	0
合計	342,521	345,948	338,833	332,115	329,838	323,783	319,678	311,049	307,886	303,014	300,431	297,777

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成15～18年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（200百万円）を除く。

Ⅱ 「第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み」の推計条件

1 平成26～29年度の財政収支見込み（30・31ページ）

現在の事業（「第2次実施計画」に位置付けた事業を含む）は、事務事業等の総点検などによる事業の見直しや制度改正はないものとしています。

社会情勢の変動は考慮していません。また、国の制度改正はすでに決定済みのもののみ加味しています。

（1）歳入の主な項目の推計条件

① 市税

（ア）個人市民税

- ・一人当たりの平均所得額は、平成26年度当初予算を基準としました。
- ・所得割納税義務者数は生産年齢人口（15～64歳）の減少などを勘案し、年間給与所得金額や納税義務者数が大幅に減少した平成22年度を除く直近5カ年（平成20、21、23～25年度）の推移から減少を見込みました。
- ・平成24、26年度税制改正により、給与等の収入金額に応じて所得の控除額に上限が設定されることで増収を見込みました。
- ・平成25年度税制改正により、住宅ローン残高に応じて所得の控除額が拡充されることで減収を見込みました。

（イ）法人市民税

- ・法人税割（法人の利益に対する税）は景気による影響が大きく、個別企業の予測は困難であるため、平成26年度当初予算を基準としました。
- ・平成26年度税制改正により、地方税である法人市民税法人税割の一部が国税化されることによる減収を見込みました。

（ウ）固定資産税・都市計画税

- ・土地については、直近の推移を勘案して、主に平成25年度決算見込額と平成26年度調定見込額の伸び率を用いて推計しました。
- ・在来家屋が賦課の大半を占めるため、評価替年度（平成27年度）では過去の実績（平成21、24年度の対前年度伸び率平均）から推計し、評価替以外の年度（平成26、28、29年度）では、その過去3カ年（平成20、22、23年度の対前年度伸び率平均）から推計しました。

(エ)市たばこ税

- ・売上本数は、平成 25 年度決算見込額を基準に、平成 26 年度以降は平成 24～25 年度の伸び率を用いて推計しました。

(オ)その他の税

- ・軽自動車税は、直近の増減率（過去 3 カ年平均）に加えて、平成 26 年度税制改正による影響を見込みました。また、事業所税などは平成 26 年度予算と同額で見込んでいます。

② 地方譲与税・各種交付金等

- ・消費税の引き上げにより、市に交付される地方消費税交付金の増収を見込みました。

③ 地方交付税（普通交付税・特別交付税）および臨時財政対策債

- ・平成 26 年度については、平成 25 年度交付決定額を基準に、平成 26 年度地方財政対策、地方財政計画に示される全国な伸び率や、市税の増減、臨時財政対策債等の償還費など本市独自の状況を勘案して見込みました。
- ・平成 27 年度以降は、平成 26 年度交付見込額を基準に、市税の増減や臨時財政対策債等の償還費のほか、地方消費税交付金や社会保障費に伴う増減を勘案して見込みました。
- ・平成 27 年度以降で見込まれる地方交付税の増減は、国の原資の状況が不透明であるため、全て「臨時財政対策債（市債）」で調整されるものとなりました。
- ・地方自治体の個別事情や災害など特別な需要について交付される特別交付税は制度の見直しが予定されていますが、減額分が普通交付税で交付される予定であるため、地方交付税全体の交付額は同額としています。

④ 国・県支出金、分担金・負担金

- ・扶助費、普通建設事業など事業費に伴う収入については、歳出の個別事業推計に合わせて増減を見込みました。
- ・防衛省から交付される再編交付金は、平成 19～28 年度までの時限措置であり、当初から予定されている漸減を見込みました。

⑤ 財産収入

- ・おおよそ1億円程度を超える大規模な土地などの売却が、行われなかったものとして推計しました。

⑥ 市債

(ア) 通常債

- ・道路や学校の建設などに伴う借入と、各年度の退職者数に基づき算出した退職手当債を合わせた4年間(平成26～29年度)の借入額を、4年間の返済額(元金)合計と同額で見込みました。

(新規債発行比率 100%)

(イ) 臨時財政対策債等

- ・国から示される発行可能額(借入可能額)は、各年度、全額借り入れるものとして見込みました。

(新規債発行比率 100%)

※借入額の見込み方は、「(1) ③地方交付税(普通交付税・特別交付税)および臨時財政対策債」を参照。

(2) 歳出の主な項目の推計条件

① 人件費

(ア) 退職手当以外の人件費

- ・平成27年度以降の職員数は、平成26年度と同数で見込み、職員の年齢構成や昇給状況、採用状況(新規、再任用職員の採用数)等は影響しないものと見込みました。
- ・平成25年度から実施している給与減額は、平成26年度で終了するものと見込みました。
- ・給与構造改革等による現給保障者の退職や共済負担率の変動による減額をそれぞれ見込みました。

(イ) 退職手当

- ・職員の年齢層から定年退職分を見込み、普通退職分は平成26年度と同程度とし、任期ごとの特別職分を加味して算出しました。

② 公債費

(ア) 通常債

- ・平成 25 年度までに借り入れた市債の償還額に加え、平成 26～29 年度では返済額（元金）と同額を借り入れる（新規債発行比率 100%）ものとして償還額を見込みました。

※借入額の見込み方は、「(1) ⑥ 市債 (ア) 通常債」を参照。

(イ) 臨時財政対策債等

- ・平成 25 年度までに借り入れた市債の償還額に加え、平成 26～29 年度では、各年度、国から示される発行可能額（借入可能額）を全額借り入れる（新規債発行比率 100%）ものとして償還額を見込みました。

※借入額の見込み方は、「(1) ⑥ 市債 (イ) 臨時財政対策債等」を参照。

③ 扶助費

- ・生活保護、障害者福祉などの扶助費は、個別に過去からの伸び率（過去 3 カ年平均など）を乗じて推計しました。

④ 他会計への繰出し（社会保障系）

- ・後期高齢者医療者医療費は、75 歳以上の人口増と、加齢に伴う一人当たり医療費の増を見込みました。
- ・介護保険は、75 歳以上の人口増に伴う給付費の増を見込みました。
- ・人口推計は、平成 20 年 1 月時点（横須賀市都市政策研究所）の将来推計に基づいています。
- ・国民健康保険は、法定外繰出金は平成 26 年度以降同額とし、法定繰出金は過去からの伸び率を勘案して見込みました。

⑤ 企業会計への繰出し

- ・企業債（企業会計で発行する市債）償還額については、すでに借り入れた企業債については実績で計上しています。
- ・新たに借り入れる企業債は、下水道事業会計では減価償却費と同額を借り入れるものと見込み、病院事業会計では医療機器の更新をこれまでの平均額で行うことで借入額を見込み、それぞれの償還額を計上しています。
- ・汚水処理経費に対する繰出金は現行の 31%で計算しています。
- ・その他の項目については、平成 26 年度当初予算と同額を見込みました。

⑥ 普通建設事業・維持補修費・物件費等

- ・施設などの整備、基幹系システムの更新、市単独選挙など、増減要素のあるものは個別にその事業費を推計しました。
- ・その他の事業については平成 26 年度当初予算と同額を見込みました。

2 平成 30～35 年度の財政見通し (36・37 ページ)

平成 30 年度以降、平成 29 年度の推計値と比較して財政負担の増減が見込まれる要素を抽出しました。

「1 平成 26～29 年度の財政収支見込み」と同様、事業の見直しや制度改正が行われないものとしています。

社会情勢の変動は考慮していません。また、国の制度改正はすでに決定済みのもののみ加味しています。

(1) A 平成 30 年度以降、負担額が増加する要素

1 人件費 (退職手当)

平成 26～29 年度の定年退職者数の見込みが平均 78 人であるのに比べ、平成 30 年度以降の 6 年間では平均 94 人の退職者数が見込まれます。

退職手当債 (市債) の制度は平成 27 年度で終了予定であるため、全額を一般財源で賄う必要があります。

2 障害者福祉費、3 生活保護費

81 ページの (2) ③で見込んだ推移で、引き続き増加するものと見込みました。

どちらも経費のうち国庫支出金・県支出金を除く一般財源の増加額です。

4 基幹系情報システム更新経費

機器や OS などのメーカー保守 (サポート) 期間満了による更新を見込みました。

5 新ごみ処理施設運営費

平成 32 年度からの稼働を見込み、運営管理費を計上しました。

6 介護保険特別会計に対する繰出金

81 ページ (2) ④と同様、75 歳以上の人口増に比例して、介護保険にかかる市の負担額が増加するものと見込みました。

なお、平成 30 年度以降の新たな施設整備は加味していません。

7 後期高齢者医療費 負担金

81 ページ(2)④と同様、75歳以上の人口増と、加齢に伴う一人当たり医療費の増を見込みました。

8 後期高齢者医療費特別会計に対する繰出金

後期高齢者に対する保険料軽減分を補てんする繰出金は、前年度の伸び率から増加を見込み、給与費、事務費は平成26年度と同額で見込みました。

9 下水道事業に対する繰出金

「資本費平準化債」は現状と同様に借入を継続するものとして、その償還費の増を見込みました。

建設などに係る企業債は、減価償却費と同額を借り入れるものとして償還費の増減を見込みました。

10 特定目的基金残高減少による一般財源負担額

一部の事業では、特定の目的のために積み立てている基金から財源を取り崩して実施しています。このうち減債基金、福祉基金は残高が漸減し、平成35年度までに枯渇することが見込まれるため、基金残高の減少に合わせて、一般財源負担額が増加することを見込みました。

(2) B 平成30年度以降、負担額が減少する要素

1 人件費(退職手当以外)

共済負担率の変動による減額を見込みました。その他はおおむね同額で見込んでいます。

2 公債費(通常債)

平成29年度までに借り入れた市債の償還額に加え、81 ページ(2)②(ア)と同様、平成30~35年度では返済額(元金)と同額を新たに借り入れる(新規債発行比率100%)ものとして償還額を見込みました。

芸術劇場等の建設のために借り入れた市債の償還が、平成32年度で終了します。平成29年度では約14.8億円を償還していますが、平成33年度にはこの額が皆減するため公債費が減少します。

ただ、新ごみ処理施設の建設で借り入れる市債の償還が本格化してくるため、平成35年度に向かって再び漸増が見込まれます。

3 市単独選挙（市長選挙、市議会議員選挙）

市が実施する市長および市議会議員の選挙費用を見込みました。

4 南処理工場運営費

平成 32 年度からの新ごみ処理施設建設用地の稼働に伴い、南処理工場の運営費の皆減を見込みました。

5 水道事業会計（広域水道企業団）に対する繰出金

水道事業会計を経由して神奈川県内広域水道企業団へ企業債償還費の一部を繰出していますが、平成 31 年度ですべての償還が終了する予定です。

6 病院事業会計に対する繰出金

指定管理者制度への移行に伴い、平成 21 年度に発行した退職手当債（病院事業会計分）の返済に要する経費相当を繰り出しています。

平成 29 年度にその償還が終了する予定のため、その分の繰り出しが収束する見込みです。

横須賀市財政基本計画
平成 26 年（2014 年）2 月発行

お問い合わせ先
横須賀市役所財政部財政課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
電 話 046 (822) 8152 F A X 046 (822) 7795
E-mail : fi-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp